

環境まちづくり委員会 送付 6－3

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和 6 年 1 月 2 5 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和6年1月24日

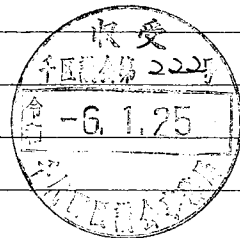
子代田区議会議長

秋谷 こうき様

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

以前千葉大名誉教授の藤井英二郎先生と一緒に
神田警察通りを歩いてご教授頂き、イチョウは根が
真っ直ぐ下に伸び、歩道が狭くてもスライドして動かす
ことができる為歩道の幅は確保できると仰って
いました。

私は道路整備に反対しているわけではありません。
イチョウを残しての道路整備をして頂きたく切に
お願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付 6－4

外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情

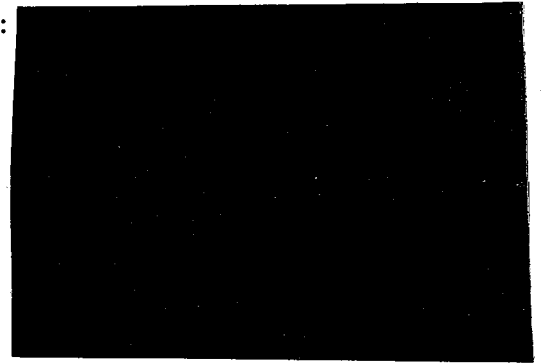
受付年月日 令和 6 年 1 月 2 6 日

陳 情 者 提出者 2 名

令和6年1月26日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

陳情者：



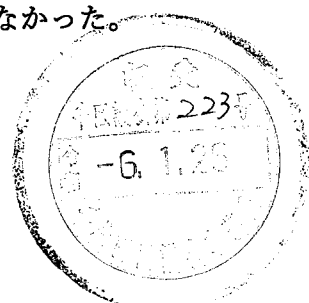
外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情

本年1月24日、官製談合防止法違反容疑で元千代田区議会議員の嶋崎秀彦氏（以下「嶋崎氏」という）が逮捕されたことで、同日嶋崎氏は議員辞職をされ、都市計画審議会委員も辞任いたしました。同月12日にはすでに環境まちづくり委員会の委員長も辞任されていました。

また、逮捕された24日には千代田区長樋口高顕氏は「公正性を求められる入札および契約業務に関して、区民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。」とコメントされておられます。つきましては議会においては更なる透明性確保に向け以下の点につき、調査することを求めます。

記

1. 昨年5月19日付にて「外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願」により、16条の意見の反映がどのようになされたか、議会で確認するよう求める請願書が区議会事務局で受理された。
2. 昨年5月30日、改選後初の環境まちづくり委員会が開かれ、嶋崎氏が委員長に就任した。上記1の請願が「閉会中の特定事件継続調査事項」として嶋崎氏が委員長として閉会中の委員会開催を議長に申し入れることが同委員会で確認された。
3. 嶋崎氏は、請願の内容が都市計画法17条の区案の作成に関するものだと認識しながら、区案が発表される6月5日までの間に委員長として委員会を開催しなかった。



4. 都市計画法17条の都市計画案の縦覧が昨年6月5日から同17日まで行われた。
5. 昨年7月7日、環境まちづくり委員会で区行政は、「17条の意見書に対する開示請求は、都市計画審議会での公正、公平な審議をするために開示しない」との答弁をした。また、同日、請願は委員会として「継続審査」として採決した。
6. 昨年7月11日、第2回定例会において、上記5の「継続審査」が否決されたとして嶋崎氏は同日の定例会休憩中に委員会を開催し、委員会で採決を行い、定例会に報告した。定例会の採決において嶋崎氏は不採択に投票した。
7. 昨年7月25日、第1回千代田区都市計画審議会において外神田一丁目計画の審議を行い、都市計画案は1票差で賛成多数となった。その際、嶋崎氏は本審議会の委員として賛成していた。
8. 昨年10月13日、区は都市計画決定（地区計画の決定）告示をした。

上記のとおり、嶋崎氏は外神田一丁目計画の推進に深く関わってきました。他方で、昨年10月13日の都市計画決定以後、本年に至るまで長期に欠席をされていました。

区民としては、本陳情冒頭の樋口区長コメント「公正性に対する迷惑と心配」があり、上記一連、手続き上の流れには多くの疑義があります。

嶋崎氏が、外神田一丁目計画に関して区職員への不当な圧力や癒着などが無かったか、昨年5月30日の環境まちづくり委員会委員長就任時から10月13日の都市計画決定告示までの期間の区職員に対する全ての接触記録を確認した上で、区行政の公正性に問題がなかったか、議会として調査することを求めます。

以上

（添付資料）

2023年5月19日付「外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願」

請 願 書

2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願

紹介議員：小枝すみ子

のざわ哲夫
牛尾こういろう

請願者：

請願者：

外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり請願します。

本年2月10日に開催された都市計画法16条1項に基づく公聴会では、区の素案に関して、賛成・反対のそれぞれの立場から意見が述べられました。つきましては、公聴会における意見が適正に反映されるようお願い申し上げます。公聴会は「意見を反映させるために必要な措置」（都市計画法16条1項）として行われるものです。

区が、賛成意見のみならず反対意見も含めて公述意見及び公述申出意見を区の都市計画案の作成に反映するようにお願いします。

千代田区議会環境・まちづくり特別委員会では、本年3月3日に「①この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。」との委員会集約を行いました。この委員会集約に従って公聴会で公述した内容がどのように都市計画案に反映されたか、または公述された内容で反映されなかったものがあるか、その理由も含めて議会で確認していただけますようお願い申し上げます。



以上

環境まちづくり委員会 送付 6－8

東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する意見書についての調査と提出
のやり直しを求める陳情

受付年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

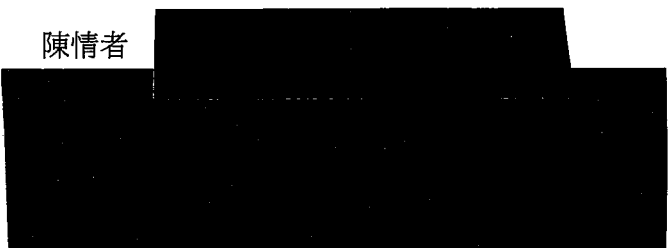
陳 情 者 提出者 1 名

令和6年1月30日

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する意見書についての
調査と提出のやり直しを求める陳情

陳情者



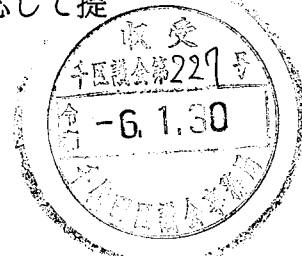
2024年1月5日～1月19日に実施された 東京都市計画地区計画 二番町地区計画（変更）についての、都市計画法第17条2項に基づいた意見募集については、下記の通り看過できない問題点があったことが確認されましたので、議会として早急に調査を実施し実態を明らかにしていただきますよう強く陳情致します。また、このような問題が発覚した以上都市計画法第17条2項の意見募集をやり直していただきますよう陳情致します。

記

今回の意見募集にあたり、二番町町会長が町会長名義で、町会の封筒を使用して町会員に対して「反対の方に負けずに意見書を出していただきたい」と賛成の意見書の提出を求める内容のレターを出されていました。この事実は、まちづくり行政に於いて看過できない根本的な問題を孕むことと思料致します。

町会は千代田区の補助金交付団体であり、税金が補助金として投入されている以上公正な立場であることは自明の理であります。その公正な立場であるべき町会の町会長の立場で区案に賛成するよう意見書の提出を呼び掛けたことは由々しき事態であり、健全なまちづくり行政の運営に汚点を残すものであります。さらに、当町会長は千代田区都市計画審議会の区民委員であることもあわせて指摘させていただきます。

以上のようなことから、町会長からの賛成の意見書提出の呼び掛けに応じて提



出された意見書があるのではないかという疑念を抱かざるを得ません。

さらに今回の現役有力区議の逮捕、千代田区役所への家宅搜索という異常事態に区民は衝撃を受け不安に思っている最中です。問題の区議が長年強く開発を推進してきたこと、現在都計審にかかっている複数の案件についても同区議が推進してきたことは、大多数の区民は承知しており、入札談合の件についての逮捕とはいえ、一連の再開発問題と無縁であるとは考えられないと感じていることも確かです。

つきましては、議会として早急に真摯なる調査を実施し、実態を明らかにするとともに、都市計画法第17条2項に基づく意見書のやり直しをしていただきますよう、強く陳情致します。

以上

環境まちづくり委員会 送付 6－9

神田警察通りⅡ期工事に関する陳情

受付年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

神田 野言不通り二期工事に關する陳情

今般の二期工事に關し、治道住民に一度の説明をせ

い、とりおスターが樹木にほられ、議決済みといふ事をふりかざし

町会をこゝから動かして、工事を行はざる、安勢に私どもは、大に

義憤をかんじます。この区間は、私達の克己が大切にすべ

きものである。後世に伝へるべき大切な文化遺産を、だと思ふ

ところ、戦争で一面焼け野原になり、錦町一帯でも、この街路

樹がいっぱい、そのあとの復興を見守り、励ましてまゐるもので、ここに

育ち、八十年の並みには、変わらうとも、私に、心なす、この地を

離れて行くに、方々の郷土、故郷でもあり、また、ぜひ将来の、ため

として、いくさん署名を頂き、治道の皆さんの、声と大切に

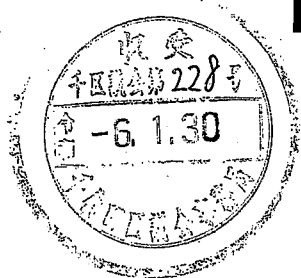
再考し、頂き、要請の強い、四期からの、早期の、着工を、願ふ

住民を全く無視して一部の人間で協議委員会を
作り住民に何の説明もせず物事を決めようという手法に
怒りを覚えるより今日の区議の逮捕という千代田区にと
前代未聞の件。ぜひ百条委員会を設置しそのすべてを
に情報公開して頂きたい要請を致しませう

令和六年一月二十九日

千代田区議会議員 長

秋谷ミナモト 様



環境まちづくり委員会 送付 6－10

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

陳情書 (神田警察通り其期工事の一時中断を求める陳情書)

2024年1月29日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

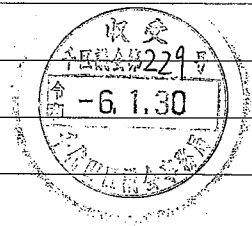
1月25日(令和6年)の環境まちづくり委員会で千代田区ヒートアイランド
対策計画改定について取り上げてましたが、正しくイチョウの街路樹の
木陰と日なたでは20度違うことは私達が実際に計り検証済
です。

実際車椅子利用者の方々もイチョウの街路樹の木陰を通り暑さを
凌いでいると仰っていました。

地球温暖化による気候変動により^{毎年}真夏の暑さは私達健常者にも耐え
難く、ましてや車椅子の方は子供と一緒に地面から近い為尚更辛い思っ
てをされています。

SDGsの観点から考えてもイチョウの街路樹の役割は非常に大きく
大切にすべき物と考えております。

イチョウを残しての道路整備をして頂きたい切にお願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付 6－1 1

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

陳情書（神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書）

2024年1月29日

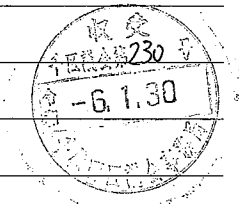
千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

以前伐採賛成者と反対者双方で署名活動をしたところ

伐採賛成者の署名は120名、伐採反対者の署名は600名と
大差でありました。

今一度この結果を考慮し再度話し合いの場を設けて頂きたいと
お願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付 6－14

神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2024年1月30日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

「神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書」



神田警察通り道路整備2期工事、当該地区の住人です。

再三再四になりますが、当該地区住民（町会員）でありながら「神田警察通り沿道整備推進協議会」並びに「錦町三丁目町会」から「街路樹イチョウの伐採」の知らせも打診もなく、故に「合意形成」など有り得なかった事をさきに記します。

神田警察通り道路整備工事 2期工事に於いて、街路樹イチョウ伐採の「合意（当該地区住民の）が有った」との虚偽の下に議決された、本件工事の無効性を訴えて、2期工事の即時工事中止を求めます。イチョウを残す事を求めます。

合わせて神田警察通り道路整備工事 4期工事・5期工事の、早期・即刻実施を求めて陳情します。

4期工事・5期工事の早期実施については、委員会・協議会に於いて担当部長が「4期工事・5期工事をやる」「同時に2期もやる」と度々御答弁されてますが、実質4期・5期に於いては現在に到るまで何の用意もなされてなかった事が事実として明らかになってます。4期・5期の住民の方からも「至急工事の必要な神田駅寄りの方から先に」と言われ続けているにもかかわらずです。

区は何故ゆえここまで2期工事に執着されるのか、と疑問に思う方は決して少ない数ではありません。

本件議決で（同数の為）最後の一票を投じた議長は、官製談合事件で逮捕された嶋崎元議員です（百条委員会の設置を求めます）。嶋崎氏は神田警察通りでも住民の聞き取りをなさっていたりと（事実と異なる内容を双方に流されていた）とかく、区よりの立ち位置で行動されていた（チェック機構の筈であるのに）というのが自分の認識です。

区長も担当部長も「議会で決まった事」と二年三年と言いつけるのなら、その間に話し合いの機会を設けて、再度検討されれば、ここまで全住民・区民の不利益になる状況と分断は生まれなかったのではないのでしょうか。

イチョウを守りたい住民は各々、昨年秋に町会長含む関係者の方々に手紙を出しております。ですが一人もお返事を下さった方はいらっしゃいませんでした（お立場



もあるやもしれませんが)。

私達は日々、寒暑を遮る等助けになってる歴史有るイチョウを守りたいのであって、徒らに対立したい訳ではありません。

昨年九月にお送りした「手紙」の写しを添えますので、どうぞ気持ちを汲んで頂きますよう、区議の皆さんにおかれましては、区民同士の橋渡しをお願い致したく、重ねて陳情申し上げます。

神田警察通り道路整備2期工事に於いて街路樹イチョウ伐採を伴う工事の即時中止と、神田警察通り道路整備工事 4期工事・5期工事の早期実施・実現を求めます。

前略

突然のお手紙申し訳ございません。

私、三丁目の〇〇〇〇〇〇〇〇です。数年前の神田祭ではお世話になりました。

既にお解りの事と思いますが、昨年から滞ったままの神田警察通りの沿道整備工事についてしたためます。

先日九月七日、区役所で開かれた「第6回神田警察通り周辺まちづくり検討部会」を傍聴致しました。そこで改めて協議会・部会に参加されてらした町会長、皆さんのお気持ちの一端を知る機会を得ました。

当日は4期の委員の方とお話する機会もあり、互いに「神田駅寄りの5期・4期のほうから先に、すぐさまの整備を必要としている方々の希望を優先的に」と交わし、早急に進めて欲しいのは同じ、と再確認致しました。私は、道路を安全に綺麗にすることを望む求む気持ちは双方ともに違いはないと感じております。

ですが、区は私達の気持ちを歪曲し「一本も伐らせないとやっている」と間違った情報を流し続けてます。

私達は昨年からずっと「至急必要と思われる神田駅のほうから工事を、街路樹に関しては4期・5期に関わる方々、お住いの方々でご相談されて、より良い形にして頂ければ」と言い続けております。

私達、2期・3期の住人は、ここの街路樹を守りたいと考えておりますが、4期・5期は、そこで生活されてらっしゃる方々でお考えになられるのが筋だと思っております。

私達住民の願いは歴史有る神田の公孫樹を残す事であって、立場こそ違えど道路工事を速やかに進めて欲しいという思いは一緒ではないかと考えます。

為に、まずは神田駅寄りの道を。安全安心な通行しやすい舗道の、整備を実現させる為にも4期・5期工事の早期の着手を、と切に願っております。

今年は関東大震災100周年です。残された震災イチョウ同様、護持院ヶ原火除け地の記憶を留める「火災に強い公孫樹」は三丁目の錦町の大切な財産です。

△△様、皆様はいかがお考えでしょうか。

私は三丁目に関わる者同士でお話をする、伺う機会を願っております。
お考え頂ければ幸いです。宜しくお願い致します。

令和五年九月吉日

早々

〇〇〇〇〇〇

環境まちづくり委員会 送付 6－15

神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての
陳情

受付年月日 令和6年2月19日

陳 情 者 提出者 1名

陳情書

2024年2月19日

千代田区議会

議長 秋谷こうき 殿

神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する
仮処分の申し立て件についての陳情



神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事区間に存在するイチョウの伐採につき、以下の点を陳情します。

千代田区から、神田警察通りの街路樹を守る会のメンバーに対し、仮処分の申立てがなされており、審理が行われている状況です。

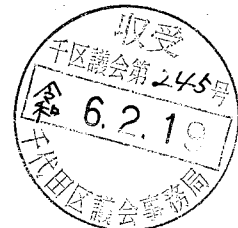
守る会のメンバーとしては、工事を妨害する意図は全くなく、むしろ神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事が円滑に進むことを願っています。ただし、既存の街路樹を少しでも守りたいのです。

そこで、既に7本が伐採されたことを前提に、別紙で○印をつけた箇所のうち、「伐採予定」の樹木2本を別の場所に移植し、○印部分に停車帯を設置することを提案した要望書を樋口高頭千代田区長に提出しました。

この要望書に記載した方法であれば、停車帯を設置し、かつ、既存の街路樹の伐採を最小限にすることが可能であると考えています。

千代田区議会においても、本提案をもとに、行政と住民と話し合う場を設けることへのご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

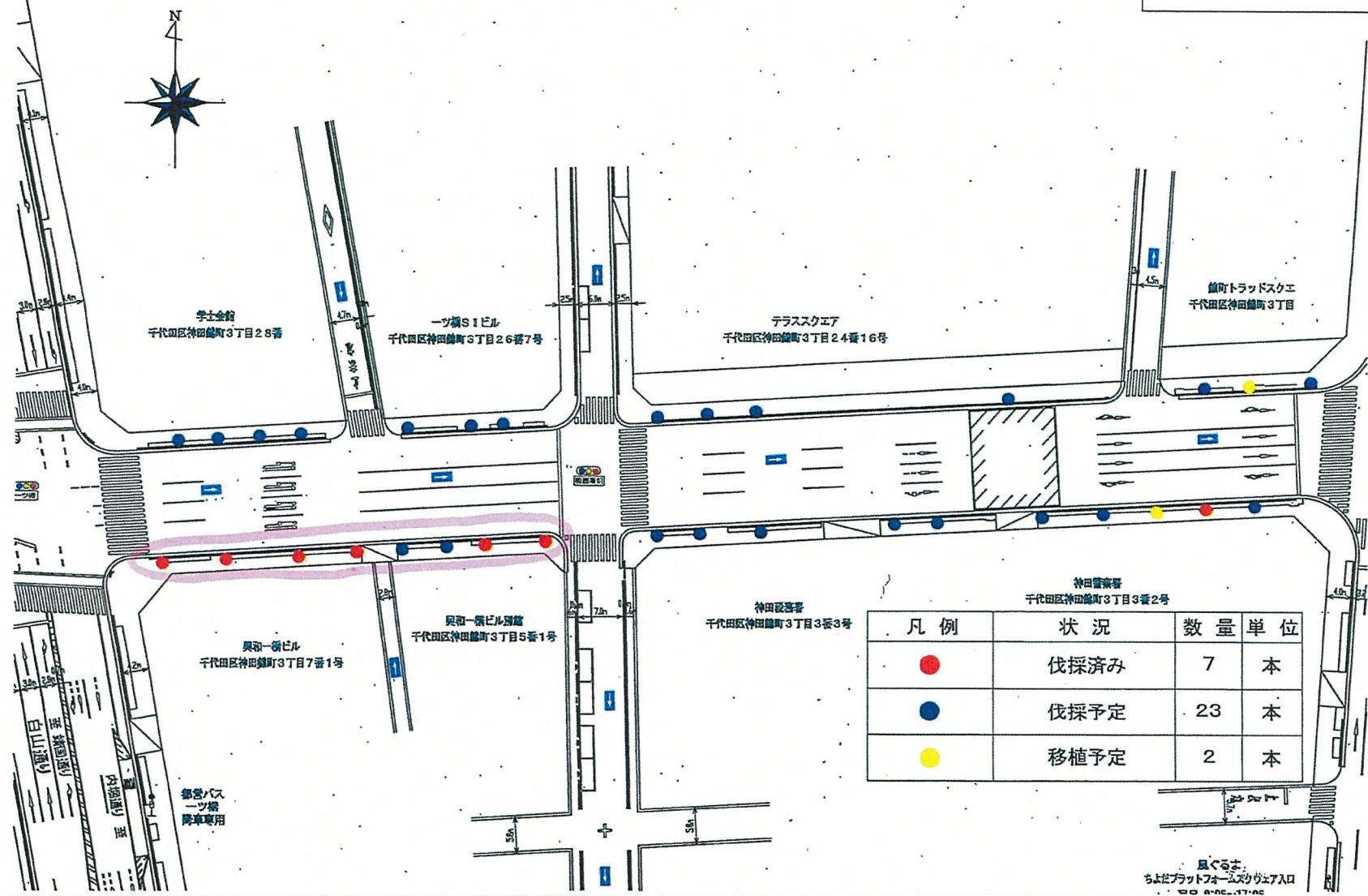
どうぞよろしくお願いいたします。



以上

なお、裁判所に提出済み（一部提出予定）の3名の意見書を添付しますので、議員限りでご覧頂きご参考にして頂きたく存じます。

街路樹状況図



ちよだプラットフォームスクエア入口
03 8-82-1711

環境まちづくり委員会 送付 6－18

千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点
の確認を議会から区に求めている陳情

受付年月日 令和6年3月13日

陳 情 者	提出者	1 名
	署名者	2 名
	計	3 名

2024年3月13日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点の確認を議会から区に求めていただく陳情



理由

2月8日に行われた令和5年度第5回千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の方法と結果についての、法的問題点を法曹資格者によって確認させることを、区議会から担当部署に要請するよう、強く陳情します。

記

1. 千代田区都市計画審議会条例第6条3項(以下、「条例6条3項」といいます。)では、「可否同数のときは、会長の決するところによる」とあるので、条例6条3項に基づく議事の採決は「可否同数」になる可能性がある「二択」でなければならな
いと言えます。従って、「三択」での採決は条例6条3項に基づく議事の採決が行
われたとすることはできず、付議された「二番地区地区計画の変更」が都計審で
「可決」されたということは出来ません。

もし三択で同数の選択肢が2つあり、会長が決することができると考えた場合でも、各選択肢のうちいずれかが「過半数」を超えなければ決することが出来ません。今回は過半数の9票に達した選択肢はなかったので、可決したということは出来ません。

このまま区長が都市計画決定すれば、都計審で可決されていない都市計画決定として、都市計画法19条1項に違反する違法なものになる可能性があります。都市計画法19条1項では、都市計画審議会の「議を経て、都市計画を決定するものとする」と定められているからです。

また、付帯決議が存在せず、付帯決議の文案や骨子すら示されていない段階で「付帯決議付きで可決」と言えるはずもありません。



会長から「採決方法に反対の委員は反対に挙手を」との案内がありました。議案に賛成でも採決方法には反対であれば、反対に挙手となります。

複数の論点を一回の採決で賛否を問うことも常識的にありえません。

2. 以上のような、法的問題点について、複数の千代田区都市計画審議委員、複数の法曹関係者、区民から疑義が呈されており、区の担当者も「法的問題点がある」「数々の疑義が寄せられている」と認識していながら、法曹有資格者ではない、区の総務部法規担当に相談したのみであることが、3月7日の予算特別委員会で明らかになりました。

審議会中にも、環境まちづくり部担当者から、「過半数に達しない可能性のある三択方法は不適當である」という注意発言がありましたが、会長兼議長には取り上げられませんでした。

今後の各種審議会、委員会においても、常識や法律を超えることが許される前例にもなります。都市計画審議会は独立性があるといっても、法的問題点を放置するならば、「法の支配」ではなく「人の支配」によるお手盛りになります。

区議会の皆様におかれましては、区の担当部署に、令和5年度第5回千代田区都市計画審議会の採決の法的問題について、法曹の有資格者に確認を求めることを要請していただきますよう、陳情いたします。

以上

環境まちづくり委員会 送付 6－22

学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情

受付年月日 令和 6 年 4 月 19 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳情書入力フォーム(個人用)

陳 情 書

2024 年 04 月 19 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

件 名 学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情

陳情者 氏名

名)

〒

住所

電話

理 由

名建築家により手がけられた1928年開業の『学士会館』を保存し、未来を見据えたまちづくりを進めることは、賛成です。東京大学発祥の地、同志社大学の創始者新島襄先生生誕の地、震災復興建築としても日本文化発祥の地としても、保存すべき価値あるものです。白山通りの拡張計画とともに、隣地との共同開発になったことも理解・賛同し、当再開発計画の成功と地域の発展を願っております。

一方で近隣に対する情報が極めて不足しています。2024年1月23日に初めて計画が公表されましたが、①学士会館旧館を東側へ7m曳差し保存する事②SC神田錦町三丁目ビルは解体し新建築物を建設する事③区道を廃止し北西から南東へ抜ける遊歩道に付け替える事の3点しか表明されませんでした。

2024年4月8日には隣接する当マンション住民向け説明会に於いて新築建築物の高さ・階数・アウトラインの概要が初めて開示されましたが、その他に関して何ら説明されていません。新築建築物の立体図に至っては、プロジェクターで投影されただけで、資料として配布すらされなかったのです。

また、住民の質問について『まだ千代田区に申請・協議中で、何も決まっておらず、お答えできません』という回答を繰り返すばかりで、再開後の詳細が全くわからず、残念なことに再開事業者の誠意も感じられません。このような不十分な説明では、再開事業者は近隣住民に対する責務を十分果たしているとは言えず、我々の不安が払拭されるよう説明する責任があります。

更に、直近に迫っている解体工事についても住民からの質問で説明会が行われる運びとなりました。

つきましては、以下の7点について、確認をお願いします。

1) 学士会館と新建築物のレイアウトについて

当マンションの目の前に110mの高層建築物が建つことになるが、ビル風・日照がどの様に影響するのか具体的に提示頂きたい。

2) 新築建築物の高さ(110m予定)について

当マンションは建築当初、環境アセス(98m)に配慮し97.6mに抑えて建築したが、新築建築物は既得権のある当マンションに対し、どの様に配慮されているのでしょうか。

3) バリアフリー対応について

新築建築物に計画されている遊歩道・広場は、色々な箇所かなりの段差があり、その配慮が全くされておりません。バリアフリーについての基本的な考えを示してください。

4) プライバシー対策について

当マンション西側には白山通りを挟んで、小学館社屋が建っています。小学館が建替えた時、プライバシーにご配慮頂き、窓の大きさを最小限に小さくして頂きました。当該新築建物は、当マンションのプライバシーにおいてどの様な配慮を頂けるのでしょうか。

5) 遊歩道について

北(神保町駅)から南(神田税務署)にかけてビルを突き抜ける遊歩道を計画されていますが、ビルの中を突き抜けるため死角が発生し防犯上好ましいとは思えません。

6) 景観の統一について

北側(神保町駅前)は近隣ビル(テラススクエアと神田スクエア)と同様にオープンスペースを広く取り、極力南側に寄せて町容を整えて頂きたい。

7) 手順手続き及びスケジュールの提示について

まだ検討中という説明が繰り返されていますが、決まってからでは調整ができません。現在は行政のどの部署とどのような条例に基づき手続きを行い、今後はどのような条例の手続きとスケジュールで行うつもりなのか、提示頂きたい。早いうちに話あえば、それだけ調整の余地が大きくなります。我々の不安が払拭されるまで十分な説明をした上で建築計画を決めて頂きたい。

以上

ご指摘した7点を議会でもご確認頂き、再開事業者との「実のある」話し合いの場を設ける様、区議会として要請して頂きたいとお願い致します。

- (注意) ※ 1 を入力してください
※ 2 氏名は自署か記名押印してください
※ 3 陳情者が複数の時は、署名簿を添付してください



(仮称)神田錦町三丁目 学士会館保存活用事業説明会

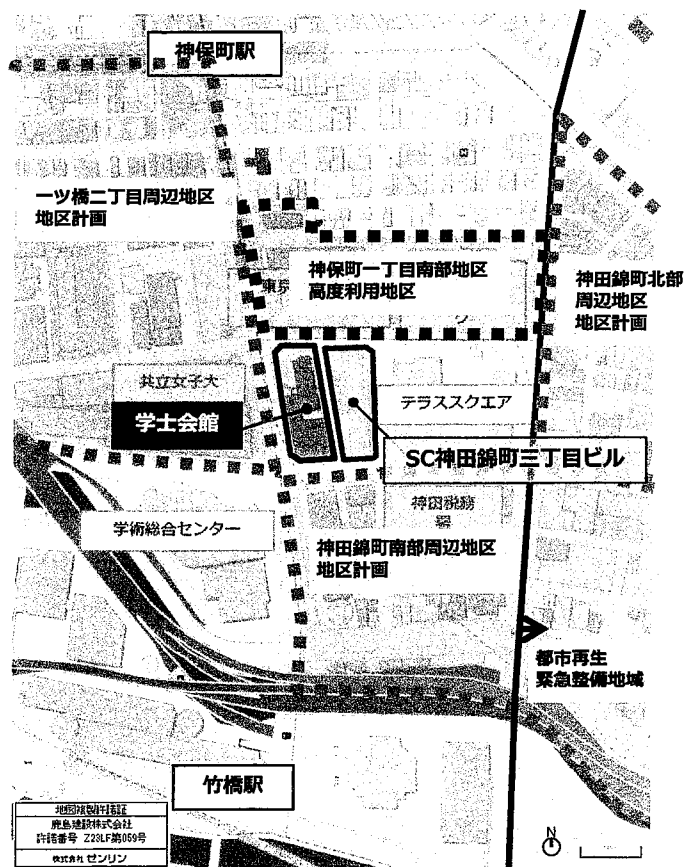
事業者 **一般社団法人学士会
住友商事株式会社**

事業協力者 **鹿島建設株式会社**

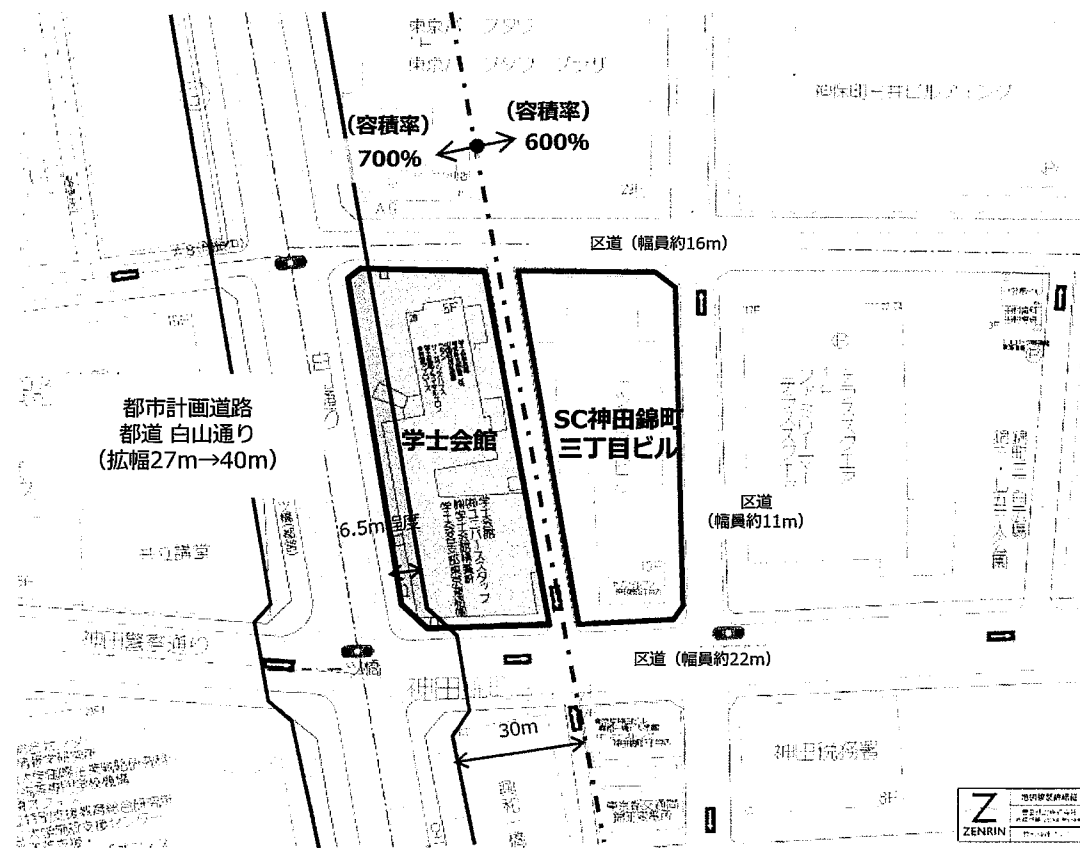
総合企画 **株式会社イム都市設計**

位置図

広域



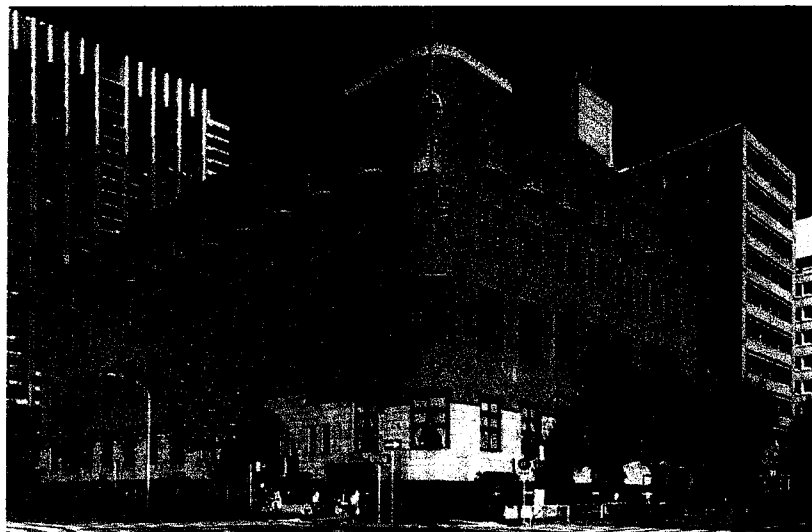
位置図



計画地の現況

学士会館

- 学士会館は、関東大震災後に建築された震災復興建築であり、旧館は1926年に着工、1928年に開業し、新館は1937年9月に増築開業した。（延床面積 旧館約5,700㎡、新館約3,640㎡）
- 旧館の建築を推進したのは、日本の耐震工学を確立した佐野利器であり、日本橋高島屋や帝国ホテル新本館などを手掛けた高橋貞太郎によって設計された。また新館は、藤村朗によって設計された。
- 2003年1月に国の登録有形文化財に登録され、歴史的価値を継承するために今後もこの学士会館を保存していく必要があると位置付けされている。



南西側から見た学士会館旧館



北西側から見た旧館（右）と新館（左）



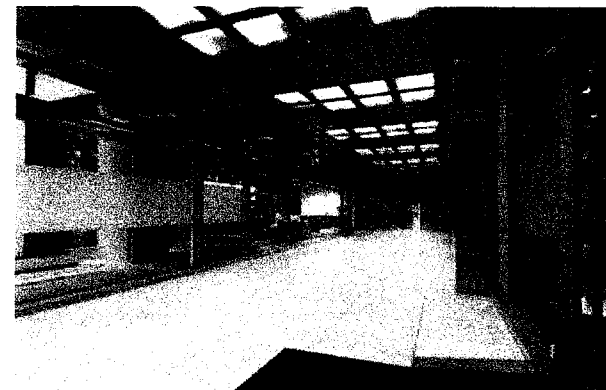
学士会館階段広間

SC神田錦町三丁目ビル

- SC神田錦町三丁目ビルは、1979年に竣工した地上11階・地下3階建て、延床面積約22,000㎡のオフィスビルである。
- 住友商事が土地・建物を取得し、現在は住友商事のグループ会社が主に複数のテナントとして入居している。



SC神田錦町三丁目ビル 外観



SC神田錦町三丁目ビル内観（エントランス）

まちづくりの観点から留意すべきもの

■「千代田区都市計画マスタープラン」における位置づけ

- ・ 神田錦町地域において、以下のまちづくり方針が示されている。

- ・ 落ち着いた風格ある景観
- ・ 多くの人が憩えるオープンスペース
- ・ 大規模災害発生時には、帰宅困難者を受け入れられる機能を持つ防災拠点

- ・ 白山通りと神田警察通りは、以下のまちづくり方針が示されている。

【白山通り】

- ・ 都市計画道路の整備
- ・ 回遊性と滞留性を持たせた快適な歩行空間
- ・ 緑の骨格として重点的な緑化

【神田警察通り】

- ・ 緑豊かで歩行者や自転車などの移動しやすい環境
- ・ 回遊動線を強化

■「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」における位置づけ

- ・ 計画地は「歴史・学術ゾーン」に区分され、以下のまちづくりの方針が示されている。

- ・ 道路から人の気配が感じられるような沿道空間の設え
- ・ コーナー広場の形成
- ・ 緑や歩行空間の面的なネットワーク
- ・ 地域の歴史や文化を象徴するデザインの尊重

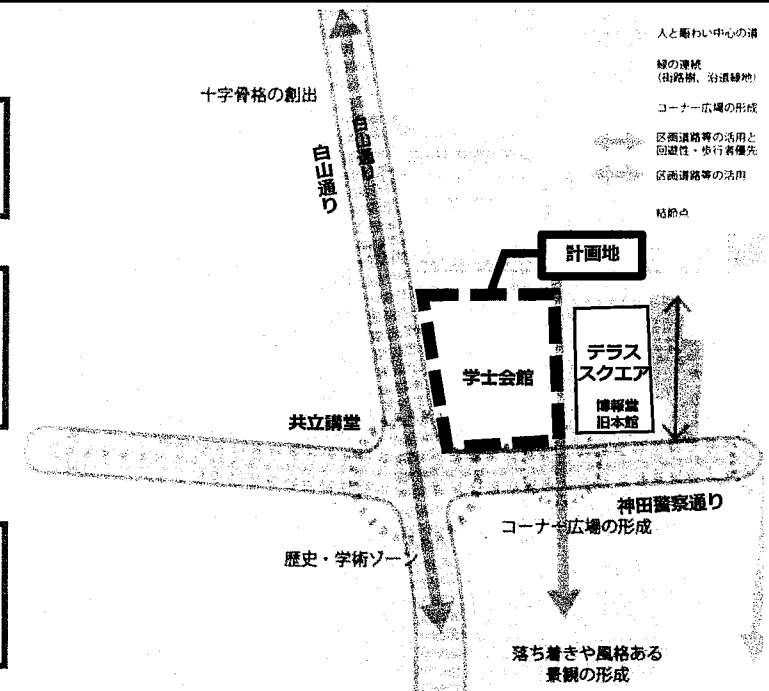
■「千代田区界隈別・重点地区景観まちづくりガイドライン」における位置づけ

- ・ 計画地周辺は、以下の景観まちづくりの方向性が示されている。

- ・ 景観資源を保全、活用
- ・ 景観資源を結ぶ歩行路のネットワーク
- ・ にぎわいと風格をもった街路景観

■「都市開発諸制度」における位置づけ

- ・ 地域の活力やにぎわいを生み出す機能集積を誘導し、生活や就業の場として、地域における拠点性を高めていく「活力とにぎわいの拠点地区群」
- ・ 地域特性を最大限活用し、地域の魅力を一層向上させる機能として、育成用途の設置が必須



景観まちづくりにおいて重要な建物



学士会館
国登録有形文化財に登録



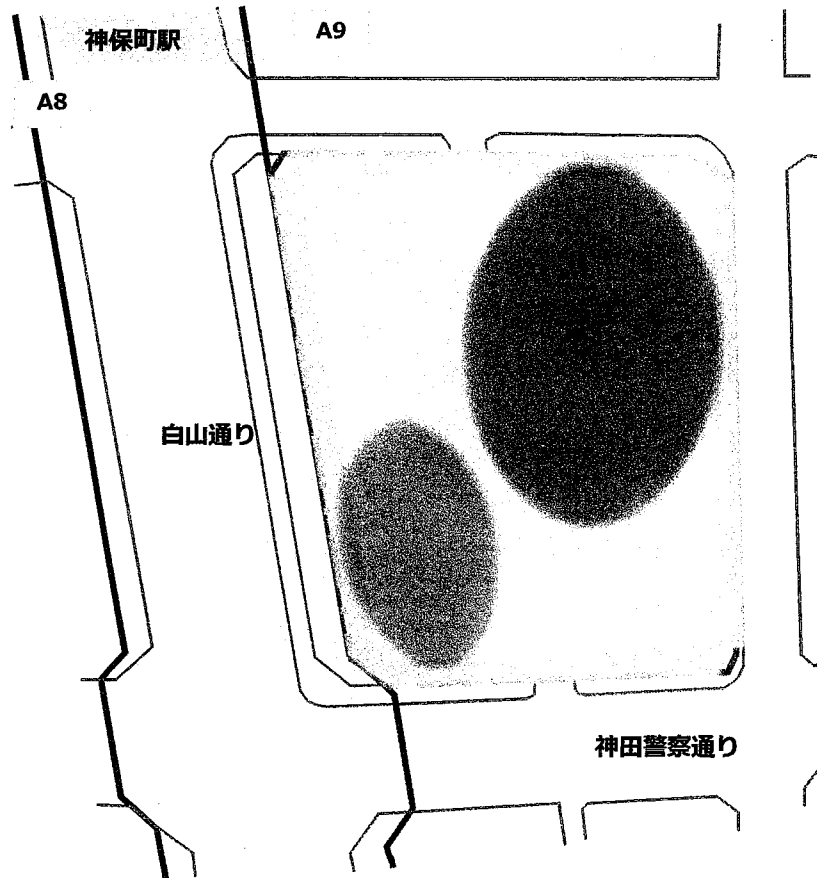
共立講堂
千代田区景観まちづくり
重要物件に指定



博覧堂旧本館
テラススクエアの開発によって
外観を一部復元(2015年4月竣工)

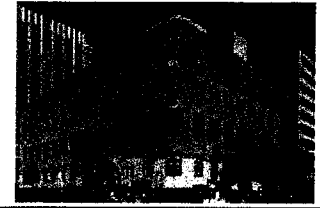
本開発によって実現するもの

■整備イメージ



歴史的建造物である学士会館の保存

- 国の登録有形文化財である学士会館の旧館を曳家保存することで、隣接する共立講堂、博報堂旧本館とともに歴史を感じさせる風格ある街並みを形成する。



オープンスペースの整備

- 計画地内に北西から南東に連続するオープンスペースを設けることで、神保町駅から神田警察通りへと賑わいを誘導するとともに、歩行者ネットワークを形成し地域の回遊性向上を図る。



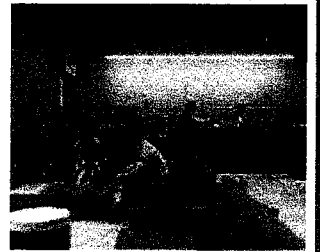
緑のネットワークの形成

- 街路樹と調和した沿道緑地を確保することで、緑のネットワークを形成し、良好な景観形成を図る。



賑わい創出・防災性向上に貢献する施設

- 学士会館との親和性に配慮しながら、地域の拠点となる付加価値の高い施設を整備することで、日常的な人の往来を生み出し、地域の賑わい創出を図る。
- 災害時の帰宅困難者受け入れにも対応できる防災機能を備える。



事業スケジュール（予定）

令和6年初旬	学士会館保存活用事業説明会
令和6年春頃	SC神田錦町三丁目ビル 解体工事説明会
令和6年夏頃	SC神田錦町三丁目ビル 解体工事着手
令和6年末頃	学士会館閉館
令和7年初旬	早期周知説明会 (千代田区建築計画の早期周知に 関する条例)
令和7年春頃	中高層説明会 (東京都中高層建築物の建築に係る 紛争の予防と調整に関する条例)
令和7年夏頃	新築工事説明会
令和7年秋頃	新築工事着手
令和11年度	竣工

【本計画に関するお問合せ先】

東京都新宿区西新宿6-24-1

西新宿三井ビル15階

株式会社イム都市設計

電話 03-6304-5588

担当 三反（さんだん）

(07) x 6 x 2

(仮称)神田錦町三丁目 学士会館保存活用事業説明会

事業者 一般社団法人学士会
住友商事株式会社

事業協力者 鹿島建設株式会社

総合企画 株式会社イム都市設計

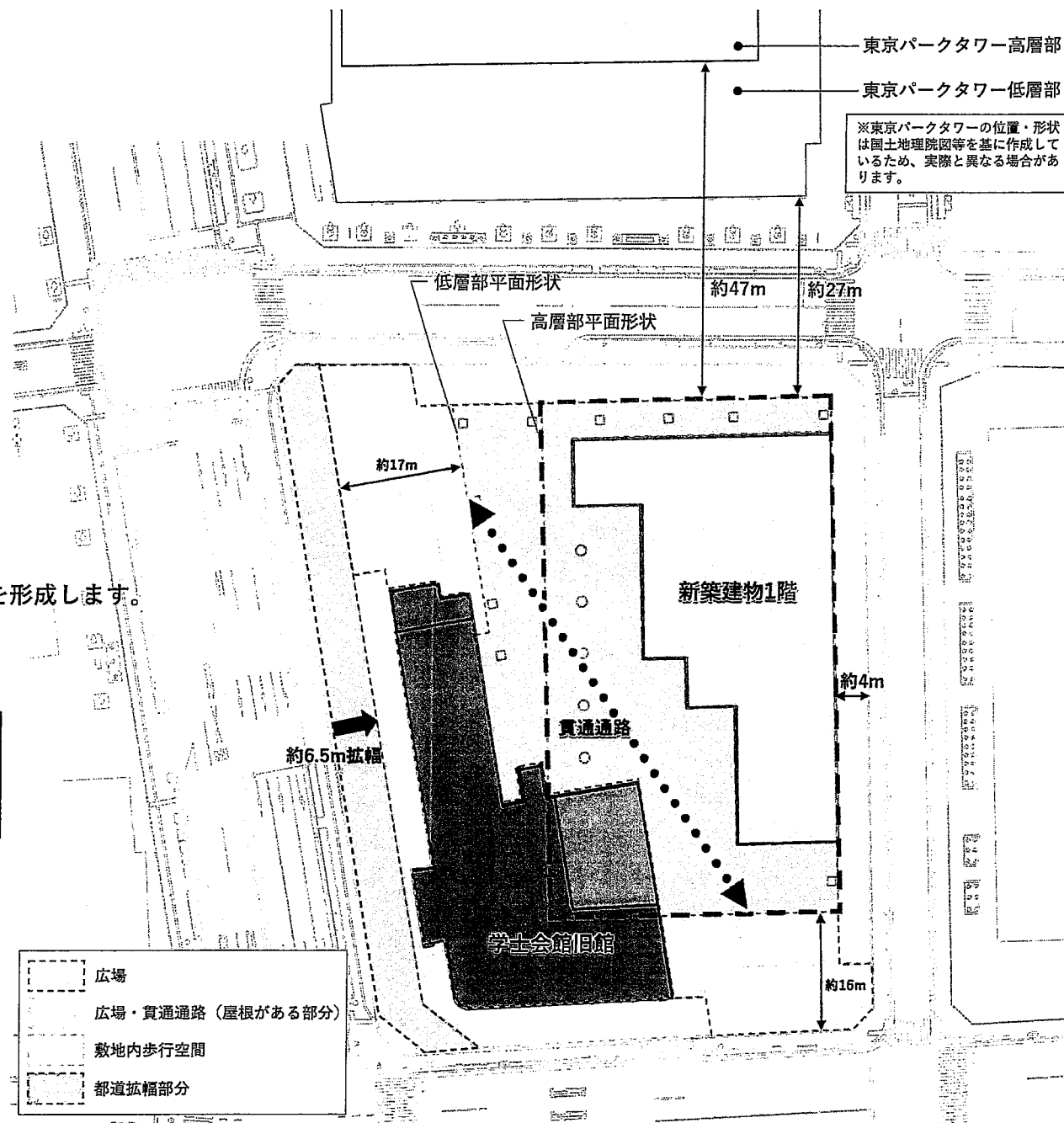
2024年 4月 8日

土地利用概要

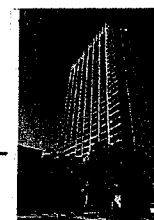
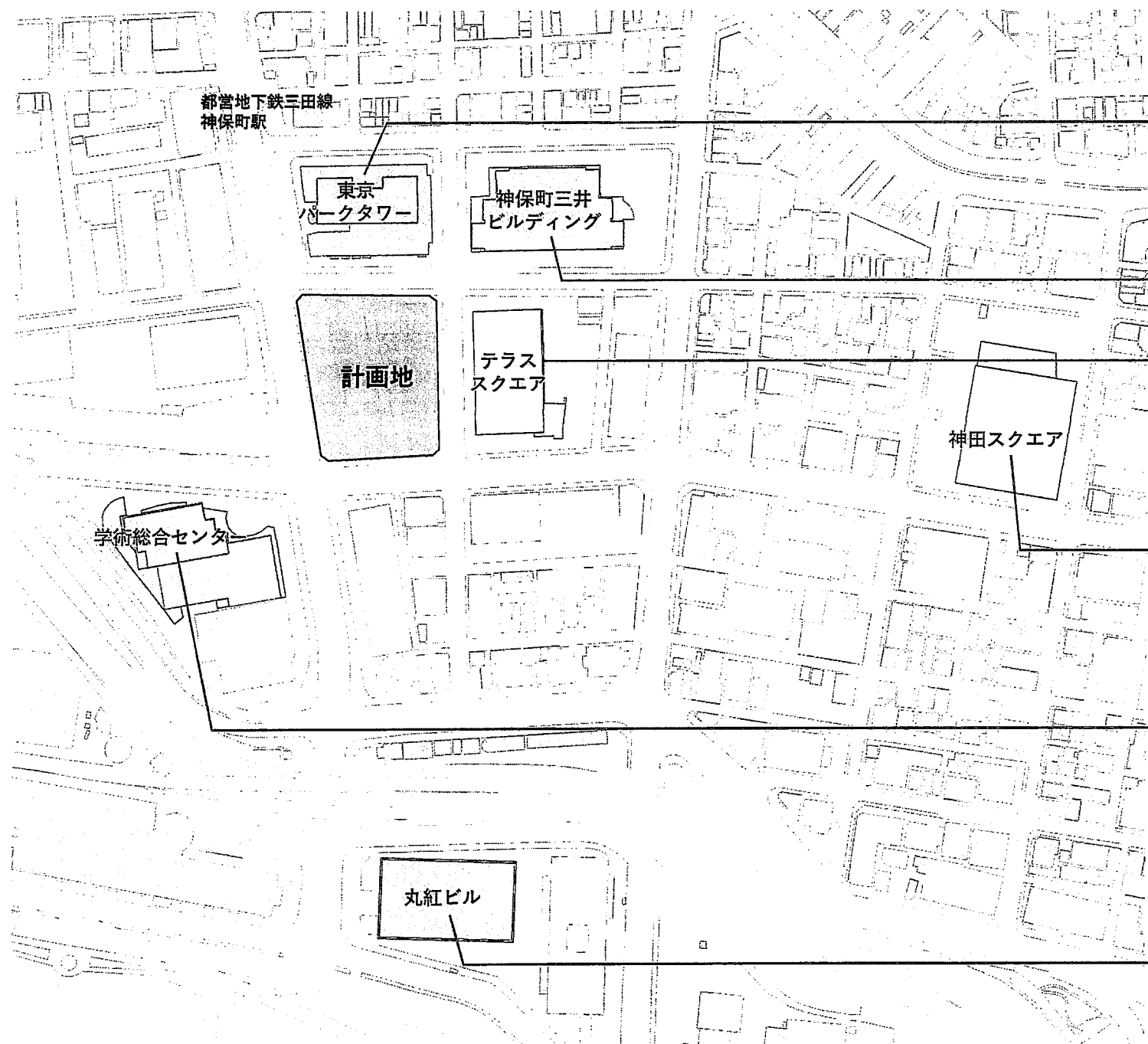
- 1 地域を象徴する歴史的建造物である
学士会館旧館を保存します。
- 2 地域の皆様の憩いの場となる広場を
敷地北西・南東の2か所に整備します。
- 3 2か所の広場をつなぐ貫通通路の整備により、
ゆとりあるオープンスペースをつくります。
- 4 敷地外の街路樹には手を加えることなく、
敷地内歩行空間等の整備により、良好な沿道環境を形成します。

建物概要

規模：約65,000㎡
階数：地上21階、地下2階
高さ：約110m



周辺地域の高層建物



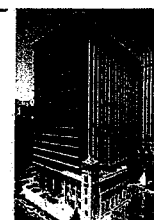
東京パークタワー

規模	48,243.12㎡
階数	地上29階、地下3階 塔屋2階
高さ	104.79m



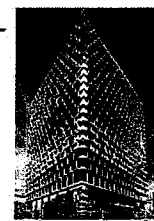
神保町三井ビルディング

規模	88,648.82㎡
階数	地上23階、地下3階 塔屋2階
高さ	108.30m



テラススクエア

規模	52,836.84㎡
階数	地上17階、地下2階 塔屋2階
高さ	89.57m



神田スクエア

規模	85,257.33㎡
階数	地上21階、地下1階 塔屋2階
高さ	120.775m



学術総合センター

規模	42,314.35㎡
階数	地上23階、地下2階
高さ	109.1m



丸紅ビル

規模	80,099.47㎡
階数	地上22階、地下2階 塔屋3階
高さ	111.9m

【本計画に関するお問合せ先】

東京都新宿区西新宿6-24-1

西新宿三井ビル15階

株式会社イム都市設計

電話 03-6304-5588

担当 三反（さんだん）

陳情書入力フォーム(個人用)

陳情

2024 年 06 月 20 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき

様

件 名 送付6-22陳情に対する追加の資料

陳情者 氏名

名)

〒

住所

電話

理 由

送付6-22陳情「学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情」の論議をありがとうございます。

6/11環境まちづくり委員会に傍聴参加したところ、報告事項(3)として「特別区道第836号の廃止について」があげられました。
その参考資料として一般社団法人学士会 建築部会からの「(仮称)神田錦町三丁目共同開発＝学士会館の再開発」についてが、添付されております。

「各広場の機能イメージ」には、配置図や(ピロティ状の)回遊動線など、素敵なイメージのみから構成されていました。
近隣住民が一番問題視している新築棟の立面図、日影図が含まれておりません。

4/19陳情時には、明らかになっていなかった、以下の資料を追加提出いたします。

・追加資料1

東京パークタワー様向け配置図・立面図
(5/13イム都市設計から提供)

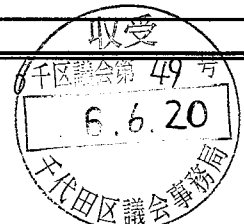
・追加資料2

冬至時の計画ボリュームと現況ボリュームの東京パークタワー壁面日影図
(5/28説明会資料から抜粋)

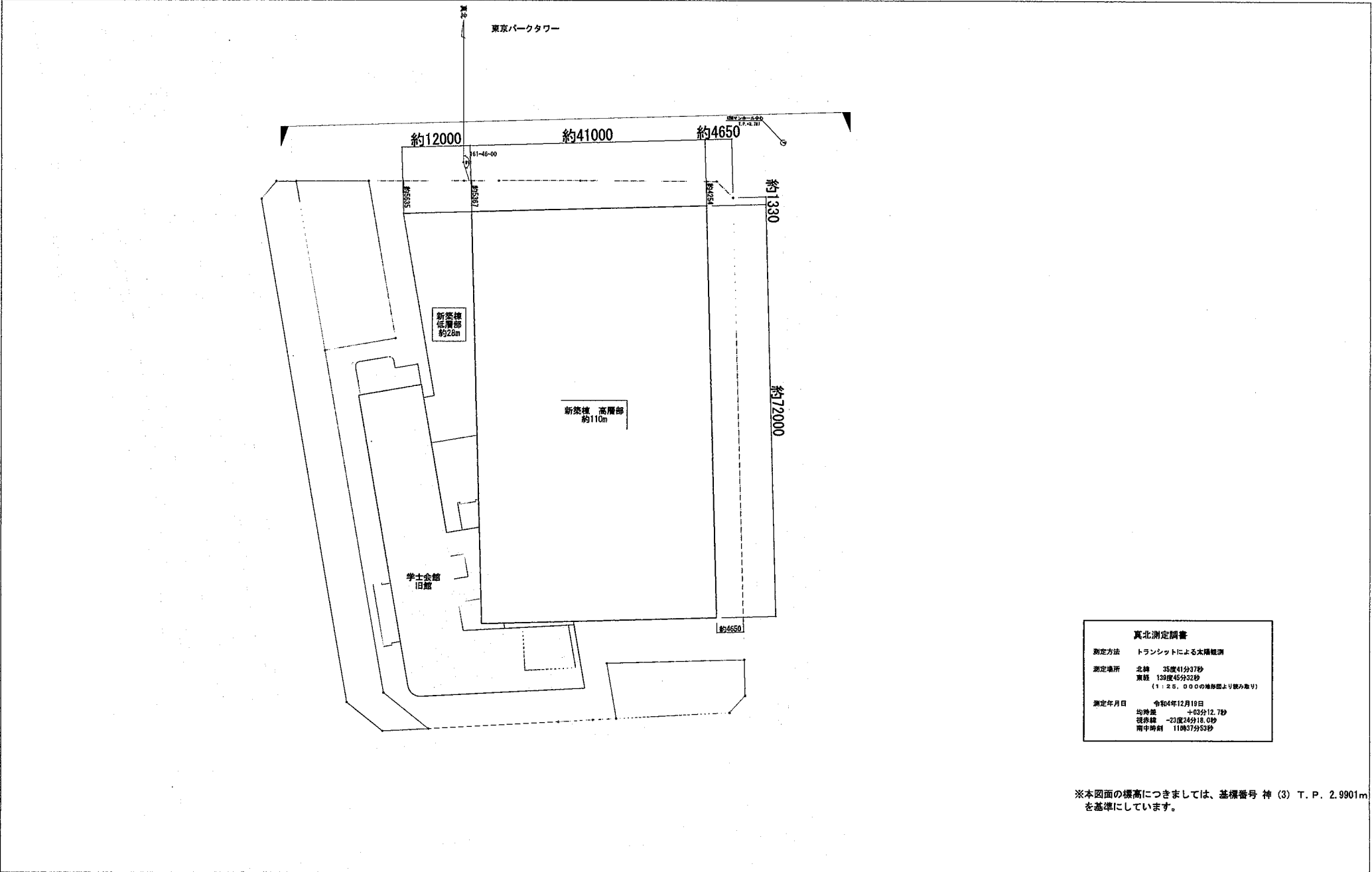
この追加資料を参照いただくと、陳情の新建築物の高さ、レイアウト(日照)、プライバシーに対する問題点を実感(論議)いただくと確信しております。

本陳情の論議の継続をお願いいたします。

- (注意) ※ 1 を入力してください
※ 2 氏名は自署か記名押印してください
※ 3 陳情者が複数の時は、署名簿を添付してください



追加資料 1 東京パークタワー様向け配置図・立面図

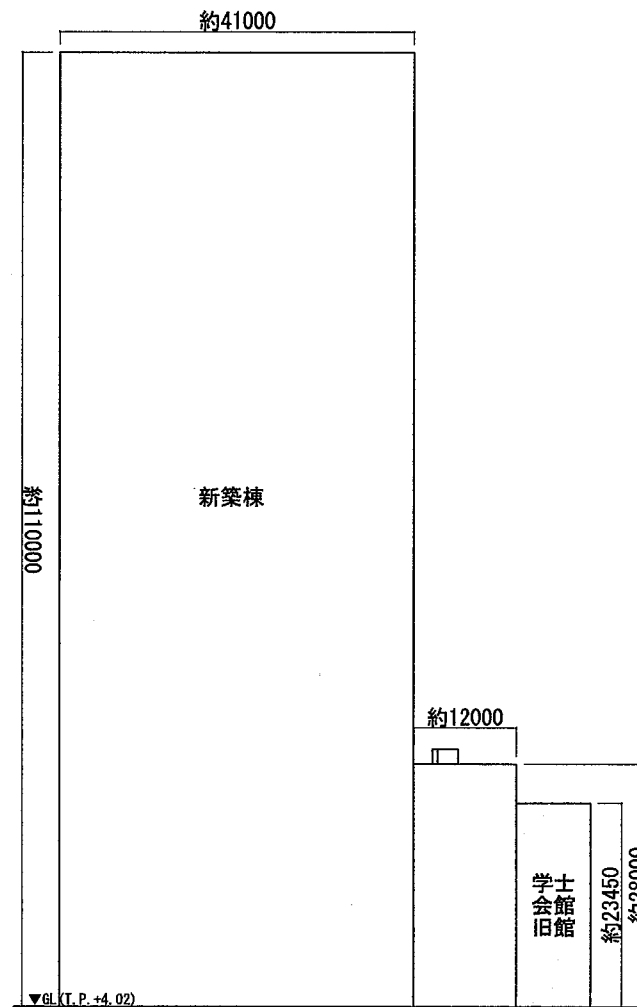


真北測定調査	
測定方法	トランシットによる太陽観測
測定場所	北緯 35度41分37秒 東経 139度45分32秒 (1:25,000の地形図より読み取り)
測定年月日	令和4年12月18日
当地差	+03分12.7秒
視赤緯	-23度24分18.0秒
南中時刻	11時37分53秒

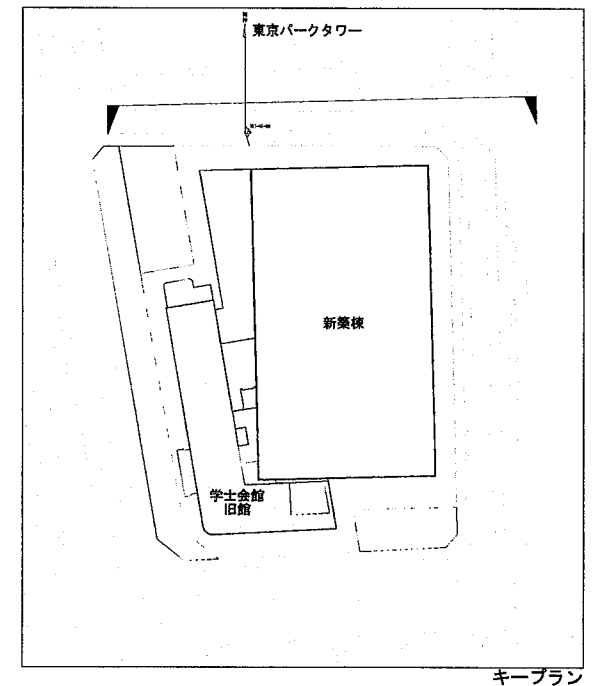
※本図面の標高につきましては、基標番号 神 (3) T. P. 2.9901m
を基準にしています。

本計画図は現時点での想定に基づき計画の概略を示したものです。
今後、計画の条件整理及び推移、関係者間協議や官公庁許認可協議により、内容が変更となる場合があります。

配置図 scale 1:300 (A1)



北側外形立面図 scale 1:600 (A3)



(仮称)千代田区神田錦町三丁目計画 説明会

目 次

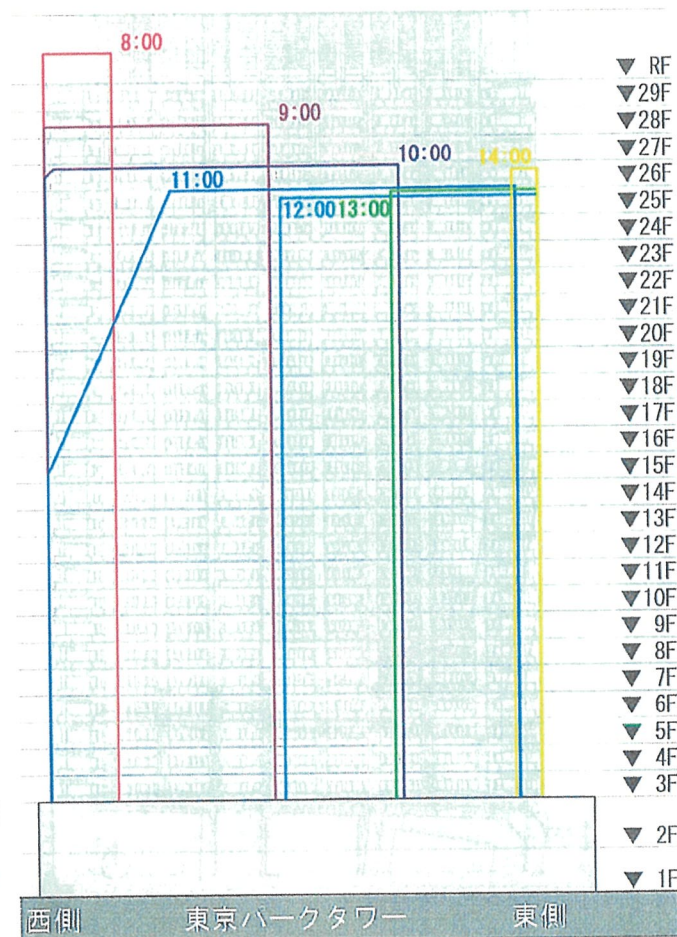
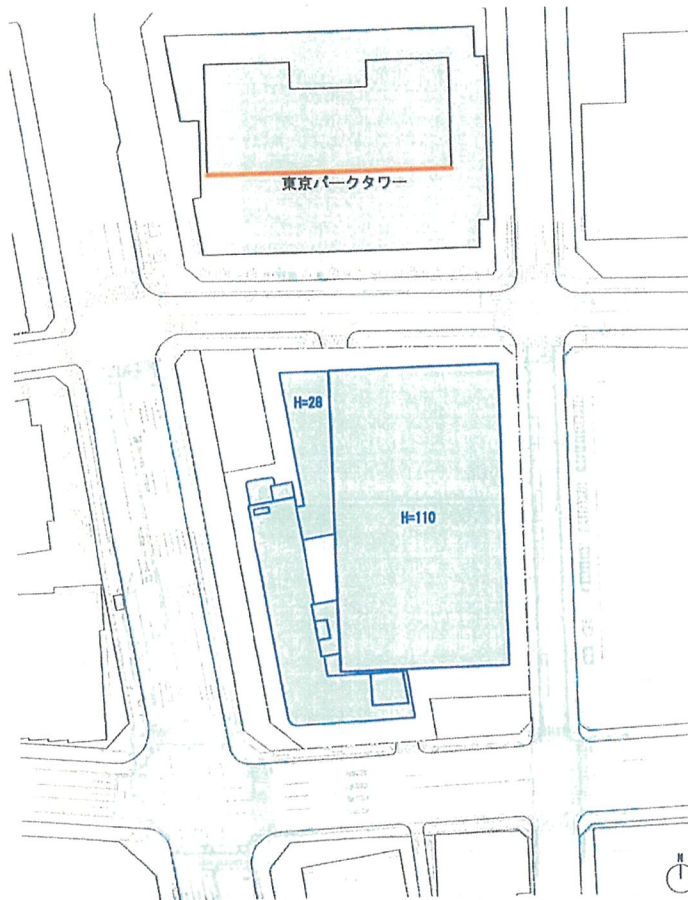
事業者 一般社団法人学士会
住友商事株式会社
事業協力者 鹿島建設株式会社
総合企画 株式会社イム都市設計

2024年5月28日

- ①計画による時刻別壁面日影図
(冬至・春秋分・夏至)
- ②複合による時刻別壁面日影図
(冬至・春秋分・夏至)
- ③ 現 況 ・ 壁 面 日 影 図
(冬至・春秋分・夏至)
- ④ 東 側 壁 面 図
(複合/現況 冬至・春秋分・夏至)
- ⑤ 南 側 立 面 図 重 ね 図
- ⑥ 離 隔 図
- ⑦ 風 環 境 予 測
- ⑧ 広 場 検 討 経 緯 について

計画ボリューム 東京パークタワー壁面日影図(冬至) S=1/600

※本計画建物の影響のみによる日影図(テラススクエア等の周辺建物の影響は考慮していない。)



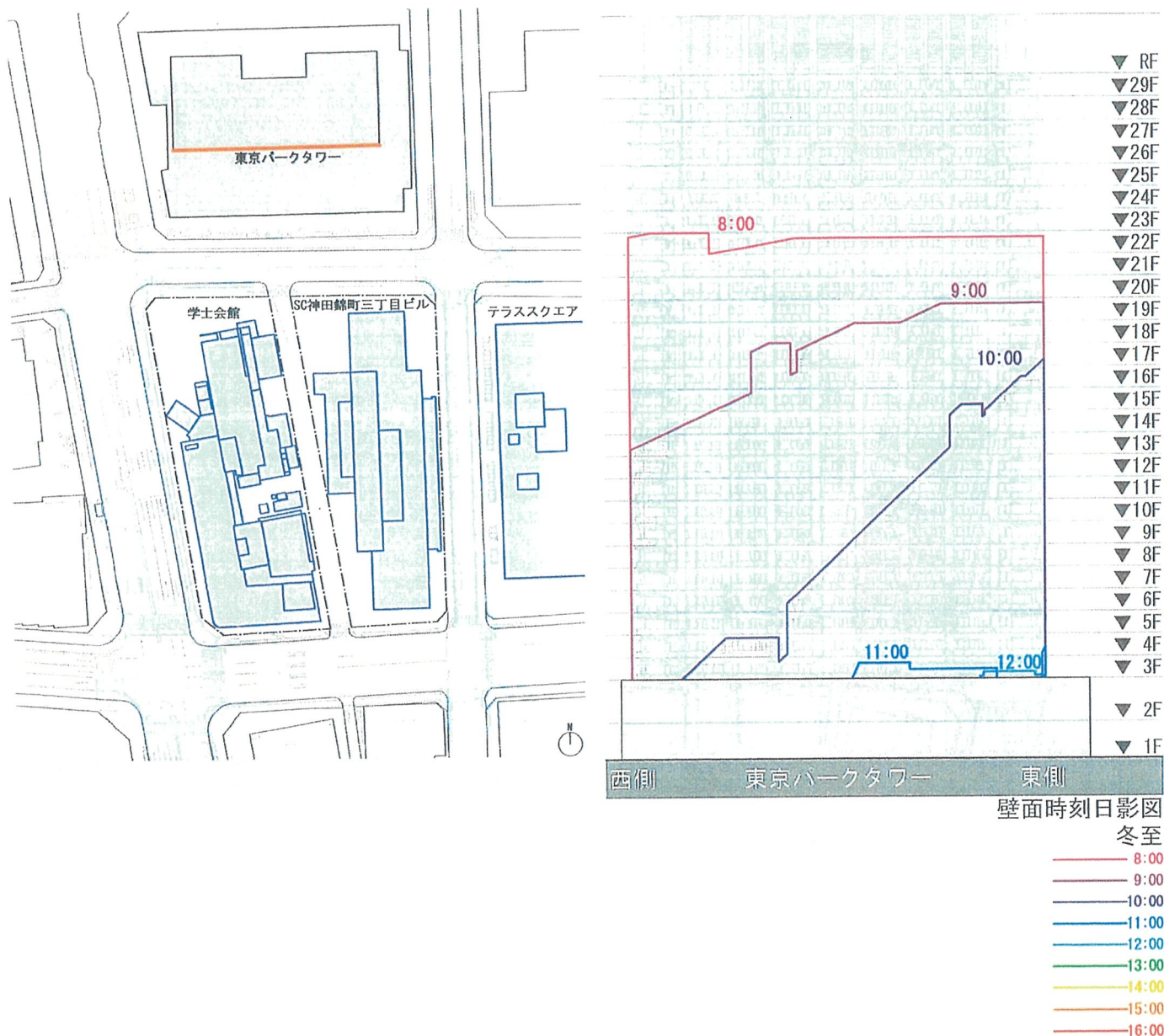
- ▼ RF
- ▼ 29F
- ▼ 28F
- ▼ 27F
- ▼ 26F
- ▼ 25F
- ▼ 24F
- ▼ 23F
- ▼ 22F
- ▼ 21F
- ▼ 20F
- ▼ 19F
- ▼ 18F
- ▼ 17F
- ▼ 16F
- ▼ 15F
- ▼ 14F
- ▼ 13F
- ▼ 12F
- ▼ 11F
- ▼ 10F
- ▼ 9F
- ▼ 8F
- ▼ 7F
- ▼ 6F
- ▼ 5F
- ▼ 4F
- ▼ 3F
- ▼ 2F
- ▼ 1F

壁面時刻日影図
冬至

- 8:00
- 9:00
- 10:00
- 11:00
- 12:00
- 13:00
- 14:00
- 15:00
- 16:00

現況ボリューム 東京パークタワー壁面日影図(冬至) S=1/600

※本敷地内現状建物及びテラススクエアの影響のみによる日影図(テラススクエア以外の周辺建物の影響は考慮していない。)



環境まちづくり委員会 送付6-23

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書

受付年月日 令和6年4月23日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024 年 4 月 23 日

千代田区議会
議長 秋谷こうき 殿

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書

区議の皆様には、日頃より区民の為に尽力いただきありがとうございます。
4 月 9 日の夜から 4 日間、千代田区は神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事区間の健全なイチョウ 11 本を伐採しました。

現在、下記のような状況であり、伐採することの正当性に大いに疑問があります。また、工事前から木のそばにいた住民を規制テープでぐるぐる巻いて威嚇する行為は常軌を逸しています。更に、区および事業者は、伐採を急ぐあまり住民のすぐ近くの頭上で伐採を行いました。これは、非常に危険なことです。

区議会の皆様には、伐採に至った経緯や伐採現場で起こった状況をご確認の上、ただちに工事を中止するように区へ働きかけて頂きたい、よろしくお願い致します。

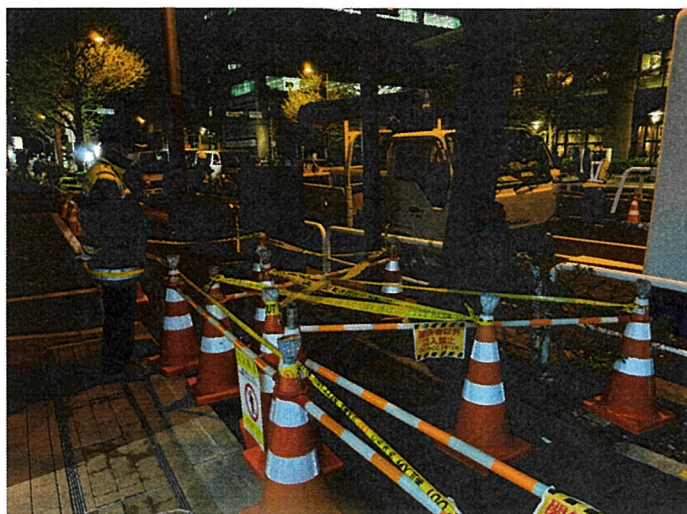
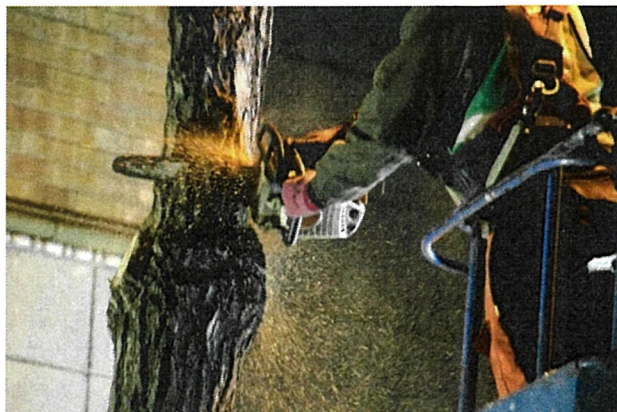
(現在の状況)

1. 住民訴訟中であること
2. 当契約が締結された時の企画総務委員長は逮捕された区議であり、契約の公正性について十分に検証されていないこと
3. 立入禁止の仮処分について住民側が異議申し立て中であること
4. 多くの陳情が審議中であること

以上



添付資料 1



「異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書」追加資料

2024年4月9日から4日間にわたって伐採が行われましたが、特に4月11日、12日の作業において安全面に懸念があったことについてご説明いたします。

1. 住民の頭上での伐採行為について

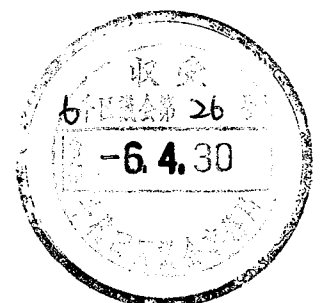
- ・事業者等は、元々、木のそばにいた住民の周りをコーンやテープで囲って作業帯を作り、住民がその作業帯を出たタイミングで伐採を行いました。
- ・作業帯の外ではあるものの、非常に近い距離に住民がいる中で伐採作業を行ってりました。高所作業車のバケットが住民の頭上あたりに来るようなこともありました。
- ・高所作業車のバケットに積んだ材木の下に住民がいたことになります。「土木工事安全施行技術指針」では、移動式クレーン作業中は、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立ち入りを禁止しています。実際には、高所作業車のバケットに伐採した木を積んでいましたが、同様に落下の危険がありました。

(写真資料 2 参照)

2. 安全な距離の確保と隔離する方法について

- ・樹木を伐採する作業場所との安全距離について、労働者に関しては「労働安全衛生規則」第四百八十一条に立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側に入らないように定められています。
- ・今回は道路であって十分な距離を確保することは難しいものの、安全施行を確保するために、どのような施行計画になっていたのでしょうか。労働者ではないものの、住民は伐採された木から 2m 以下という近距離にいました。
- ・伐採時に使用していたチェーンソーは手元に固定されていませんでしたが、落下を防ぐために何かしらの工夫がなされていたのでしょうか。
- ・住民と作業場所の間に大きなネットを使用していましたが、それは安全確保にならないと思われます。伐採した木が倒れたり、チェーンソー等の工具が誤って落下した場合は効果が無いように感じました。ネットとネットの間に隙間がある所もありました。作業場所と人のいる場所は所定の隔離距離が必要なのではないでしょうか。

(写真資料 2, 3 参照)



参考 1) 「土木工事安全施行技術指針」

第 1 章 総則 第 3 節 施行計画

1. 施工計画の作成

(1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目（構造物条件、技術的特性、自然条件、社会的条件、マネジメント特性等）を考慮し、安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。

(2) 関係機関等との協議・調整が必要となるような工事では、その協議・調整内容をよく把握し、特に工事の安全確保に留意すること。この場合、当該事項に係わる内容は、一般的に 工程計画の立案に際して制約条件となるので、よく把握すること。特に、都市内工事にあつては、第三者災害防止上の安全確保に十分留意すること。

(3) 現場における組織編成及び業務分担、指揮命令系統が明確なものであること。また、災害等非常時の連絡系統も明記しておくこと。

(4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は、施工計画、工程計画、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。

(5) 使用機械設備の計画・選定にあたっては、施工条件、機械の能力及び適応性、現場状況、安全面、環境面等総合的な視点で検討すること。

(6) 工事による作業場所及びその周辺への振動、騒音、水質汚濁、粉じん等を考慮した環境対策を講じること。

(7) 工程は、工事の実施に必要な準備、後片付け期間まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、工事に従事する者の休日、天候その他やむを得ない理由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を十分考慮して作成すること。

第 4 章 機械・装置・設備一般 第 5 節 移動式クレーン作業

8. 立入禁止場所の指定、標識類の設置

(1) 移動式クレーン作業中は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること。

(2) 立入りを禁止した場所には、看板、標識等を設置し、作業員等に周知させること。

参考 2) 労働安全衛生規則 第八章 伐木作業等における危険の防止

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

参考 3) チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

(2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア 安衛則第 481 条を踏まえ、労働者がチェーンソーを用いて伐木の作業（以下「伐木作業」という。）を行う場合には、常に安全な距離を確保すること。

イ 同条第 1 項に基づき、伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせないこと。

ウ 同条第 2 項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。また、隣接して伐倒作業を行う場合においても、伐倒しようとする立木それぞれの高さの 2.5 倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の労働者を立ち入らせないこと。なお、伐倒者以外の労働者が伐倒する労働者に必要な安全指導・支援等を行うことにより、より安全に伐倒作業を行う場合には、当該伐倒者以外の労働者が上記の区域内に立ち入ることを禁止するものではないこと。

エ 安衛則第 477 条第 1 項第 1 号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ 安衛則第 479 条第 2 項に基づき、事業者は、伐倒者に、伐倒に当たって伐倒の合図をさせ、伐倒者以外の労働者の退避を確認した後でなければ、伐倒させてはならないこと。

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

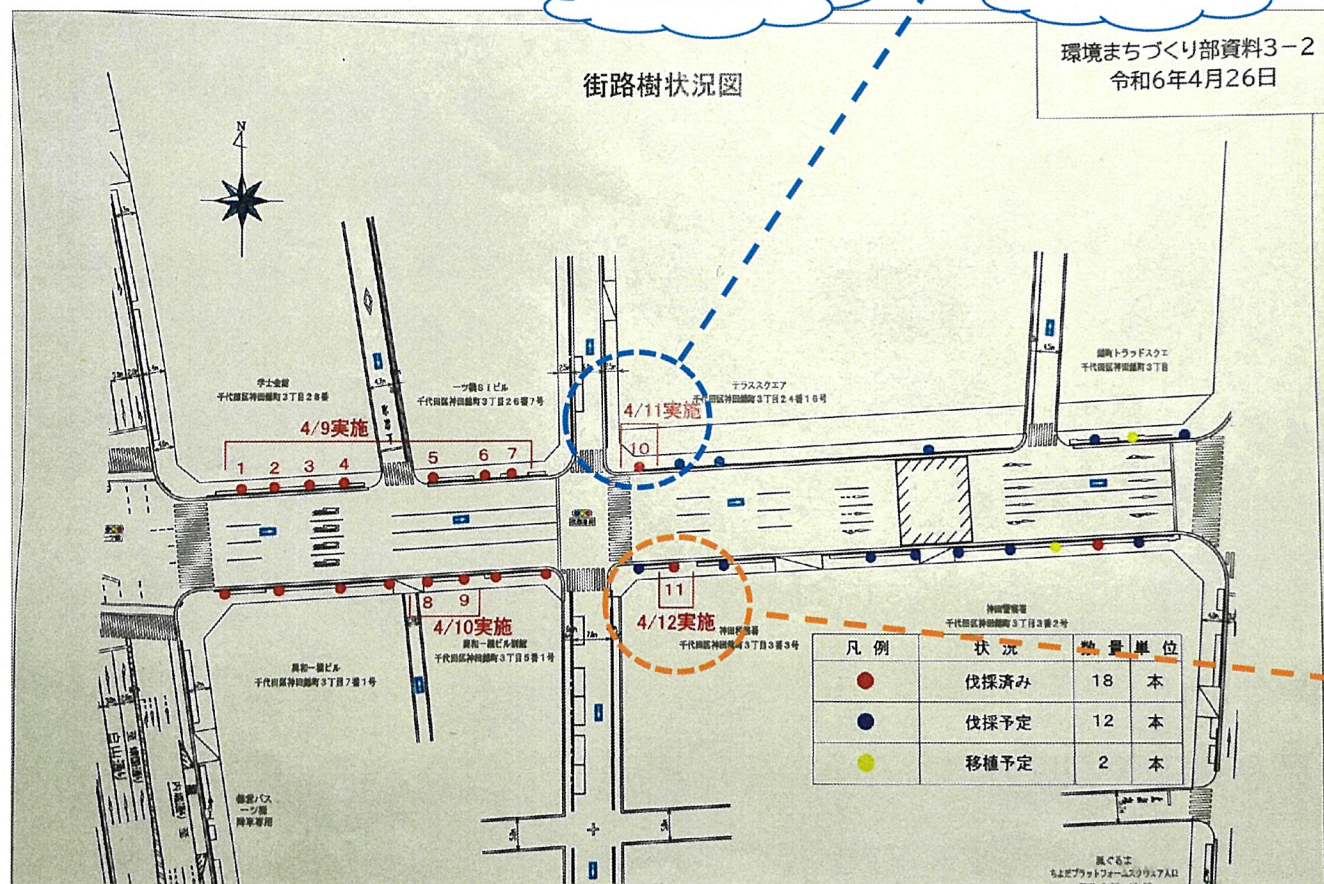
テラススクエア前



木陰で信号待ちする人

イチョウが織り成す緑蔭

街路樹状況図

環境まちづくり部資料3-2
令和6年4月26日

資料 1

神田税務署前



2024 年 4 月 11 日(木)

テラススクエア前 (4/26 環境まちづくり部資料 3-2 の 10 番の木を伐採)

12 日未明(午前 1 時 30 分頃)、住民が木から離れて 10 分後に伐採を開始

作業帯の外にいた住民が撮影した様子

千代田区 - 神田錦町
4月12日 1:54 編集



高所作業車のバケットが頭上に。
伐採した枝が頭上を通過し、
テラススクエア前の桜にあたり、
桜の花びらが舞っている

2024 年 4 月 12 日(木)

神田税務署前 (4/26 環境まちづくり部資料 3-2 の 11 番の木を伐採)

午後 11 時 15 分頃、住民が木から離れて 20 分後に伐採を開始

作業帯の外にいた住民が撮影した様子



住民たちは税務署の玄関に立っており、木との距離が 2 メートルもない中で伐採が行われた。

4月12日 23:38 編集



ネットでは伐採した木やチェーンソー等の工具が落下しても防げない。また、ネットとネットの間に隙間もあった。



環境まちづくり委員会 送付 6 - 25

千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情

受付年月日 令和 6 年 5 月 23 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

令和 6 年 5 月 23 日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、
附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情

区議会議員の皆さまには日頃より区民のために活動され、区民のための政策を提案され実現されていること区民として感謝申し上げます。

さて、陳情の趣旨ですが、千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けていただくことであります。

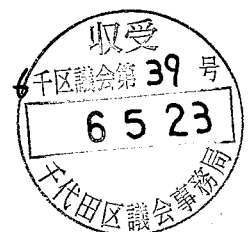
平成 25 年 3 月 8 日の企画総務委員会において、「千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例」の審議が行われましたがその議事録を基に申し上げます。まず、担当課長より大要以下の 3 点について説明がなされています。

- ① 国の法改正に伴い道路管理者である区は国の基準を参酌して条例を定めること
- ② 具体的な道路の幅員等については今回の条例に基づいて規則で定めること
- ③ 移動等円滑化基準についても東京都と同様に国の基準を参酌し定めること

と。(平成 25 年 3 月 8 日の企画総務委員会議事録 117) つまり、区道に関する条例及び規則は国の参酌基準に基づいて東京都と同様に定めていきたいということです。

そして、「道路の移動等円滑化の基準」についてです。

国の参酌基準に基づいて東京都と同様に定めることは変わりません。具体的な歩道の有効幅員については、質疑の中で担当部長が述べています。「バリアフリーの特定道路についてはやむを得ない場合という言い方になって、・・・今回は、基本的にはバリアフリーのいろいろと都心も含めて基準を作っている東京都の基準に合わせて」いますと。(同議事録 156) この「やむを得ない場合」の記述は東京都の「都道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則」の附則(経過措置)の 2 にあります。「市街化の状況やその他の特別な理由によりやむを得ず第三条第一号に規定する有効幅員を有する歩道を設けることができない場合において一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を 1.5 メートルまで縮小することができる」と。調べてみると国も同様の経過措置規定があります。



千代田区の移動等円滑化の基準（「千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則」の第3章）にはこの「やむを得ない場合」の経過措置の規定がありません。国の基準を参酌し、また東京都と同様にと説明しながら規定しなかったのはどうしてでしょうか。委員会ではこの参酌するという点について質疑がなされています。そして、委員長は国の基準を参酌するということでもいいですねと執行機関に改めて確認した上で条例の採決に入っており、委員全員賛成で可決成立した意味は大きいと思います。条例の委任を受けて規則を定めるとしながら経過措置規定が入っていないのは大きな瑕疵ではないでしょうか。

そこで、「道路の移動等円滑化の基準」に一日も早く東京都と同様の「やむを得ない場合」の経過措置規定を設けることを要望いたします。

以上、陳情いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

添 付 書 類

1. H25. 3. 8 企画総務委員会の議事録
2. 千代田区道路構造に関する条例施行規則（移動等円滑化の基準）

113:

○戸張委員長 挙げたよね。

賛成全員でございます。よって、本案は賛成全員で可決すべきものと決定しました。

引き続き、議案第21号、千代田区立住宅条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

114:

○戸張委員長 はい。賛成全員でございます。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、千代田区営住宅条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

115:

○戸張委員長 効率的に行きます。木村正明委員以外は、全員賛成でございます。よって、本案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

休憩します。

午後4時08分休憩

午後4時20分再開

116:

○戸張委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、議案の審査に入ります。

議案第23号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の審査に入ります。

説明をお願いします。

117:

○笛木道路公園課長 それでは、A3判のまちづくり推進部資料2に基づき、法改正に伴う千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

道路の構造等につきましては、これまで道路法や道路構造令、移動等円滑化法等により、全国一律に定められてきましたが、今般の法改正に伴い、道路管理者である地方公共団体が国の基準を参酌して定めることになりました。

条例案全体の構成としましては、1. 道路の構造に関する基準、2. 移動等円滑化のための道路構造基準、3. 道路標識の寸法に関する基準、4. 有料駐車場の標識の設置基準の4項目があり、総則を入れますと、章立てとして5項目、63条の構成となります。

まず初めに、1. 千代田区道の道路構造に関する基準について説明いたします。

これまでは、政令の道路構造令により全国一律に定められていたものです。区条例案では、第3条から第6条まで、34の条文となります。概要は道路の新築や改築時における構造の基準を示すもので、具体的には、道路を構成する歩道や車道の幅、

車線数、舗装などのほか、専門的な数値である設計速度、設計交通量なども含めて定めるものです。そのため、各項目の基本的な考え方については条例で定めるものとし、専門的な数値、規定等は、条例の委任を受け、規則で定めたいと考えています。参考資料として、条例と規則の対照表を添付しております。

また、道路構造は、これまでの長年の経験や研究等により積み重ねてきた部分や、道路は国道・都道など連続的につながる施設であること、また、道路の管理は、道路管理者のほか警察など交通管理者もかかわっていることから、基本的には、これまでどおり国の参酌基準と同様の基準にしたいと考えております。

その中でも、千代田区の特性を踏まえて、国の参酌基準と異なる事項について資料の表に示しましたので、説明させていただきます。

まず、歩道幅員についてですが、国の参酌基準では、歩行者の多い道路は3.5メートル、その他の道路は2メートル以上としています。都の基準では、その他の道路は原則として2メートル以上としています。区の基準としましても、都の基準と同様に、原則として2メートル以上としたいと考えております。

理由としましては、現在、区道の歩道の大部分は2メートル以上を確保しておりますが、一部2メートルを欠ける部分があり、今後の道路改修等においても、地形の状況や敷地状況、交通状況等から歩道拡幅が難しい部分があるため、原則2メートルとしたいと考えております。

次に、縦断勾配についてですが、縦断勾配とは、資料の真ん中の絵の左側に示すように、道路の坂道の勾配のことです。参酌基準では最大12%以下となっており、この数値が大きいほどきつい坂道ということです。都の基準は、国の参酌基準と同じですが、区の基準案では、地形の状況、その他やむを得ない場合は、この限りではないといたしました。

理由としましては、実際に千代田区内の坂道の中で、地形の状況により12%以上の坂道が数箇所あり、今後の道路改修等でも是正することは難しいと考えるからです。

次に横断勾配ですが、これは右の絵に示すとおり、道路を横断面で切った場合とすると、歩道などに水たまりができないようにするためにつける勾配です。国の基準は、歩道は2%を標準としていますが、都の基準は1%を標準とし、やむを得ない場合は2%を標準としています。区でも、都基準と同じで考えています。

理由としましては、現在、都や区では、歩道の舗装は原則として透水性の舗装を採用しています。そのため、1%でも歩道の水たまりができにくく、また、勾配が小さいほうが、車椅子などの横滑りなどを抑えるなど歩行者に優しいことから、1%を標準として定めたいと考えております。

続きまして、2. 道路の移動等円滑化基準、条例案第37条から61条について説明いたします。

移動等円滑化とは、障害者や高齢者等が安全に移動できるよう、道路のバリアフリー基準を定めるものです。対象となる道路は、特定道路と申しまして、平成15年に策定しました千代田区交通バリアフリー基本構想で規定している、駅と公共施設等を結ぶ道路で、区道では約18キロが指定されています。この特定道路は、基本構想に

基づき、歩道の段差解消や勾配の緩和、点字ブロック等の整備を行う道路です。

資料2は、一例として歩道の縦断勾配と横断勾配の基準を載せております。移動等円滑化基準につきましては、高齢者や障害者等が道路によって違和感のないよう、統一された基準が望ましいと考えております。そのため、都と同様に、国の参酌基準と同様に定めていきたいと考えています。

次に、右に行きまして、3. 道路標識の寸法に関する基準です。条例第62条について説明させていただきます。

道路標識には、案内標識、警戒標識、規制標識の3種類があります。また、道路管理者が定めるものと、交通管理者である警察が定めるものがあります。今回、道路法第45条第3項の委任により道路管理者が定めるものは、このうち案内標識と警戒標識であり、その中でも、標識に記載する字の大きさと標識自体の大きさの二つに関するものであります。

例に示すように、平成通りなどの通り名を示す案内標識の文字の大きさと、右の図のような車線数減少などの警戒標識の標識自体の大きさを定めるものです。

表に示すとおり、案内標識の文字の大きさについては、国の参酌基準では、ローマ字にあっては日本語表記の2分の1の値とされていますが、都の基準では、2分の1または3分の2の値としており、3分の2を追加しております。これは字が大きいほうが見やすいためです。なるべく見やすい標識とすることから、区の基準も都と同じ基準にしたいと考えています。

次に、警戒標識の寸法についてです。都の基準では、3分の2まで縮小することができます。例に示すように、主な警戒標識の寸法は45センチ×45センチの寸法ですので、3分の2となると、30センチ×30センチと小さくなります。都心の道路などでは、限られた道路空間を有効に活用するため、小さな標識の必要性がありますので、これについても都の基準と同様に定めたいと考えています。

最後に、4. 有料駐車場の利用に関する標識、条例案第63条について説明いたします。

これは区が道路管理者として道路上に設置する自動車駐車場や自転車駐車場について、利用者にわかりやすい標識を設置することを規定するものです。

表に示すとおり、表示事項としては、駐車料金や駐車できる時間、料金の徴収方法等を表示し、設置場所は利用者の見やすい場所に設置するということを定めるものです。現在、区道上には自動車の駐車場はありませんが、秋葉原に二輪オートバイの駐車場が1カ所、10台ほどあります。

参考にその標識の設置例を載せておりますが、これは国の参酌基準に基づき設置しているものでございます。そのため、当基準につきましても、国及び都と同様の基準で定めたいと考えております。

以上、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○戸張委員長 はい。非常にわかりやすい説明でした。ありがとうございました。

質疑ありますか。

118:

- 小林たかや委員 道路構造の基準のところで、ちょっと触れていないところなんですけど、縁石の部分というのはどういう扱いをしているのか教えてください。 119:
- 笛木道路公園課長 縁石につきましても、このたびの条例の中に規定しておりまして、条例では縁石を設けるということで、道路と歩道の間には縁石を設けるということで、そういったことでの条文なんですけども、高さだとか、そういった特に構造的な基準は規則で定めるということで、今ですね…… 120:
- 戸張委員長 いや、縁石はどういうふうに含まれるのかという話だよ。（発言する者あり）うん、そのメーターとか、あるじゃないの。縁石の部分はどのようなはかり方をしているんですかというのが質問。 121:
- 笛木道路公園課長 はかり方ですか。（発言する者あり） 122:
- 戸張委員長 うん。 123:
- 笛木道路公園課長 あ、2メートルに入ります。歩道の場合。（「えっ」と呼ぶ者あり） 124:
- 戸張委員長 2メートルに含むということね。 125:
- 笛木道路公園課長 含むということです。（「縁石は含まれるんだ」と呼ぶ者あり） 126:
- 戸張委員長 含まれる、数字に。 127:
- 笛木道路公園課長 歩道に含まれます。 128:
- 小林たかや委員 縁石。 129:
- 戸張委員長 うん。 130:
- 小林たかや委員 そうすると、縁石によって歩道は狭くなるという解釈でよろしいんですね。 131:
- 戸張委員長 そうしたことだね。 132:

○小林たかや委員 それがいいろいろな問題になっているんですけどね。要するに車椅子、前の……

133:

○戸張委員長 そういうことか。

134:

○小林たかや委員 富士見の話でもあったんですけども、縁石が設置されて、道路幅を2メートルとりたいと。だけど縁石があるおかげで2メートルを切ってしまうというようなところの問題に対しては、今回のこの基準の中では取り上げていないと。全くその部分は考えていないんですか、区は。

135:

○笛木道路公園課長 縁石も歩道に含まれます。それで2メートルということで、最低の基準ということで、それは定めております。今回、2メートル以上ということで、実際には、区道の歩道の設置してあるところでは、2メートルというのは、今、改修時はできるだけ広くとるようにしております。（発言する者あり）

136:

○戸張委員長 いい。
副委員長。

137:

○小枝副委員長 この問題、非常にわかりにくいんですけども、この道路構造の国の参酌基準がそもそも2メートル以上というふうになっていて、もともとそうだったわけですよ。ということは、千代田区に先ほどの理由でそれがとれないところもあるので、原則としてというのを入れたというんですけど、これから向かう社会というのは、歩道を充実させていきたいと思いますという方向に行くのであれば、「原則として」なんて入れないで、2メートル以上としておいて、既存不適格じゃないですけど、課題があるところもありますよねとしておいたほうが未来が見えてくると思うんですけど、何でわざわざそんな緩和的な表現を入れねばならないのかというのは、ちょっと理解しづらいなと。

138:

○戸張委員長 京都にしかないよな。

139:

○小枝副委員長 うん。だって、今まで国の参酌基準どおりだったわけでしょ、一律。それを今度は……

140:

○小林たかや委員 緩和しちゃったんだ。

141:

○小枝副委員長 条例にしましょうねという地方分権の考え方で、地方分権にした途端に「原則として」と入れるというのは、どういう発想なのかなと聞いていて思いま

142:

したが……

○戸張委員長 さっきの説明では、もう既存で、もうそれこそいわゆる改修できない
ようなところがあるから、原則としてという言葉を使ったという説明をしたと思うん
だけど。それに対しての…… 143:

○小枝副委員長 うん。だから、それは…… 144:

○戸張委員長 それを踏まえての質問。 145:

○小枝副委員長 既存不適格に置いておくことだってできるんじゃないかな。そうい
かないんですかね、条例だと。（発言する者あり）うん。 146:

○小山都市基盤整備担当部長 ここのご説明の資料には原則と書いてしまっているん
ですが、条文では原則とは書いてございません。（発言する者あり）したがいまし
て…… 147:

○小枝副委員長 そうなの。 148:

○小山都市基盤整備担当部長 そういう場合もあるということを言いたくて、そうい
う資料になっていますけれども…… 149:

○小枝副委員長 ああ。 150:

○小山都市基盤整備担当部長 副委員長あるいは小林たかや委員もおっしゃるよう
に、都心であっても、この歩道空間というのは非常に今重要な空間ですので、（発言
する者あり）はい、そういうものは確保していこうということは基本的にあります。
そういう意味で、今までの国の基準、あるいは都の基準もそういう形になっているの
で、今回は原則としてという言い方ではなくて、今までどおり、2メートル以上は最
大限確保していきましよう。さらに、道路の状況によっては歩道を広げる努力をし
てまいりますというふうに担当課長のほうがご説明させていただいていますので、よ
ろしく願いを申し上げ…… 151:

○戸張委員長 ちょっと待って。 152:

○笛木道路公園課長 すみません、道路公園課長。 153:

○戸張委員長 ちょっと休憩します。

154:

午後4時35分休憩

午後4時37分再開

○戸張委員長 それでは、再開します。

155:

じゃあ、今の件に関して再答弁してください。

○小山都市基盤整備担当部長 失礼しました。もう一度ご質問にお答えをさせていただきます。

156:

新旧対照表の7ページには、先ほどご説明した基本的な道路構造の基準についての条例並びに条例とセットになっている規則がございます。そこでは、先ほど課長が申し上げた——この資料どおりですが、原則としてということで書かせていただいております。国のほうは、原則という言い方はないようなんですが、東京都のほうで原則という今回条文をつくっておりますので、それに合わせた形で同じ書き方をさせていただいたという事実はございます。

それから、私が申し上げたのは、27ページかな、失礼しました。14ページの中段に、歩道の有効幅員というのを、これはバリアフリー基準のほうで書いてございます。こちらのほうでは、よりバリアフリーの特定道路についてはそういう書き方ではなくて、やむを得ない場合という言い方になって、若干、先ほどの説明とそごがちょっとございましたけれども、今回は、基本的にはバリアフリーの、いろいろと都心も含めて基準をつくっている、東京都の基準に合わせて、そういう表現をさせていただいているという形でございます。したがって、先ほどのご質問である原則という部分については、あくまでも都と23区の一つの書き方ということで、統一させていただいたということでございます。

○戸張委員長 はい。ちょっと参酌しているということで、間違いはないということですね、これね。

157:

○小山都市基盤整備担当部長 はい。

158:

○戸張委員長 はい。

159:

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 いいですか。

160:

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 それでは、議案第23号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○戸張委員長 はい。賛成全員でございます。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次の議案第24、25号については、一括して説明してもらいたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 はい。それでは、議案第24号、25号についての説明をお願いいたします。

○佐藤まちづくり総務課長 それでは、議案第24号、道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、議案第25号、公共溝渠管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進部資料3に基づきましてご説明させていただきます。

まず、道路占用料等の改正でございます。今回、裏表の資料と、席上に参考資料という形で、23区実勢固定資産税評価——道路価格でございます——棒グラフのような資料、この参考資料につきましては、他区の情報等も入っておりますので、誠に申しわけありません、委員のみの配付にさせていただいております。ご了承をお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、改正の理由でございますが、道路占用料等は、固定資産税評価替えに伴い、合わせまして、3年ごとに額の改定を行っております。昨年（24年）、固定資産税の評価替えがありましたので、今回改定するものでございます。

その下の表は、実勢固定資産税評価額における1平方メートル当たりの道路価格でございます。21年度に比べまして、千代田区では約91万円、23%ぐらいの減、23区平均でも約8万円、18%の減となっておりますが、本来の占用料とはいまだ乖離があるため、今回増額の改定を行うものでございます。

2番、改正内容でございますが、すみません、次の議案のほうの都市公園条例までちょっと書かせていただいておりますけども、（1）、（2）のそれぞれの条例で規定します道路占用料、公共溝渠使用料につきまして、1.33倍、これは国交省通達も踏まえまして、前年度の1.1倍、いわゆる激変緩和措置がありまして、これを限度に3年分ということで、3乗して1.33倍でございます。これを上限に改定するものでございます。

次に、道路占用料につきまして、これまでの改定の経緯を含めまして、ご説明させていただきます。

まず、道路占用料の計算方法でございます。道路占用料は、道路価格に使用料率、占用面積、修正率を掛けて求めるのが基本となっております。使用料率、修正率は、

改正

令和2年10月16日規則第46号

千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 道路構造の基準（第3条—第26条）

第3章 道路の移動等円滑化の基準 ※第3章以下のみ抜粋

第1節 歩道等（第27条—第32条）

第2節 立体横断施設（第33条—第37条）

第3節 乗合自動車停留所（第38条）

第4節 自動車駐車場（第39条—第44条）

第4章 標識に関する基準（第45条）

附則

第3章 道路の移動等円滑化の基準

第1節 歩道等

（有効幅員）

第27条 条例第39条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。
- （2）自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3メートル以上とするものとする。

（勾配）

第28条 条例第41条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- （2）歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、条例第40条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得

ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第29条 条例第42条第2項に規定する規則で定める基準は、15センチメートルとすることとする。

(高さ)

第30条 条例第43条に規定する規則で定める基準は、5センチメートルを標準とすることとする。

2 歩道等（縁石の部分を除く。）の車道等に対する高さは、乗合自動車の停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第31条 条例第44条第2項に規定する規則で定める基準は、歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とする。ただし、視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者の安全な通行が確保できる場合は、当該段差を2センチメートル未満にすることができる。

(車両乗入れ部)

第32条 第27条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第28条第2号の規定による基準を満たす部分の有効幅員の基準は、2メートル以上とするものとする。

第2節 立体横断施設

(エレベーター)

第33条 条例第46条に規定するエレベーターの構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) かごの内法幅は、1.5メートル以上とし、内法奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は、1.4メートル以上とし、内法奥行きは、1.35メートル以上とすること。
- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すり、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置並びにかごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (9) かご内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により容易に操作できる構造とすること。
- (10) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は、1.5メートル以上とし、有効奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (11) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降の方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開扉時にかごの昇降の方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(傾斜路)

第34条 条例第46条に規定する傾斜路の構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、当該傾斜路の側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の

部分への進入を防ぐため必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。

- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第35条 条例第46条に規定するエスカレーターの構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 上昇専用のものと下降専用のものとをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部と当該踏み段の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段との色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第36条 条例第46条に規定する通路の構造に係る規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路における高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
- (3) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近及び要所には、歩行者の現在の位置、通路の通じる場所等を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(階段)

第37条 条例第46条に規定する階段の構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近及び要所には、歩行者の現在の位置、通路の通じる場所等を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (6) 路面の端部と当該踏面の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐため必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合は、当該階段の途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては、1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

第3節 乗合自動車停留所

(歩道等の車道等に対する高さ)

第38条 条例第47条に規定する規則で定める基準は、15センチメートルを標準とすることとする。

第4節 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第39条 条例第49条第2項に規定する障害者用駐車施設の数に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 自動車駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上
- (2) 自動車駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上

2 条例第49条第2項に規定する障害者用駐車施設の構造に係る規則で定める基準は、次の各号に

掲げるとおりとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通じる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第40条 条例第50条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者用停車施設へ通じる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅を1.5メートル以上とし、有効奥行きを1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(歩行者の出入口)

第41条 条例第51条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、自動車駐車場の場外へ通じる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とする。
- (2) 戸を設ける場合における当該戸は、前号の規定により有効幅を1.2メートル以上とする出入口のうち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第42条 条例第52条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第43条 条例第53条第1項に規定する規則で定める基準は、自動車駐車場の場外へ通じる歩行者の出入口が設けられていない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターとすることとする。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、条例第52条に規定する出入口に近接して

設けるものとする。

3 第33条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第33条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

（便所）

第44条 条例第57条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

（2） 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

（3） 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

（4） 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 前項に規定する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上の便所の構造は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

（1） 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。

（2） 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

3 前項第1号に規定する便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

（1） 条例第52条に規定する通路と当該便所との間に設ける通路のうち1以上の通路は、第42条各号に定める構造とすること。

（2） 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

（3） 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

（4） 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

（5） 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

（6） 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

4 第2項第1号に規定する便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
 - (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
 - (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。
- 5 第3項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。
- 6 第3項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第4項第2号から第4号までの規定は、第2項第2号の便所について準用する。この場合において、第4項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第4章 標識に関する基準

(道路標識の寸法)

第45条 条例第62条の規定により規則で定める道路標識の寸法は、別表に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月16日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

環境まちづくり委員会 送付 6 - 26

都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の優先事項の
確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていると陳情

受付年月日 令和 6 年 6 月 6 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024年6月6日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の
優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていただく陳情

陳情者：

陳情者居住所：

千代田区

「二番町地区地区計画変更」が行われた場合、令和6年3月26日、都市計画審議会が同変更について決議した附帯決議については「前提となること・建ててからでは修正不可能となる以下優先事項」から取りかかるよう、議会から執行機関に要請していただきたく、陳情いたします。

優先すべき項目は以下です。

- ① 「地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれその上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後の建築物の設計段階においてその可能性について事業者と十分に協議すること。」
- ② 「事業の具体化に当たっては、地区内の融和に向けて事業者・関係住民・関係機関（3月26日の都市計画審議会でも、具体的には、教育機関を指すと説明された）などとともに真摯な努力を重ねること。」
- ③ 「全ての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」

以上のうち、特に①については、就業者数が何千人、来訪者を含めると1万人にもなる恐れがあり、交通量、風量、公共交通機関・緊急車両への影響を試算し、上限の中での適正な高さや容積率の割り出しが求められます。都市計画審議会の専門家からも「高さ80mは所与ではない、容積率700%を認めたということではない」と発言されています。

5月24日の環境まちづくり委員会では区側から、環境への影響調査の計画はなく、「広場の使い方」、「入居テナントの要望」を聞くとか、話し合いの場には市ヶ谷周辺関係者も含むとの答弁がありました。まず話し合うべき課題は①です。同時に、②③は計画提案者である区、事業者、懸念を示した関係者の三者で構成することを強く要望いたします。

今回の地区計画変更の意見書では住環境の変化への懸念が最大の論点であり、住民の分断の要因でもありました。商業地域である市ヶ谷周辺を含むことは二番町問題の意見対立、地域分断の再燃にもつながります。

尚、「日本テレビ通り全体のまちづくり方針の早期策定」は「なお書き」であり主要事項ではありません。また、エリアマネジメント事業は、「地区計画によって確保された地区施設の管理運営」についてのことあり、「日本テレビ通り全体」に関わるものではないことの確認をお願いします。秋葉原、日比谷などのエリアマネジメント事業先行地区と二番町周辺はまったく事情・争点が異なります。

都市計画審議会が附帯決議で千代田区に要請している事項を、執行機関がその精神・背景を正しく理解し、優先事項を確認し実効性ある実施をするよう、執行機関に強く求めるよう、陳情いたします。

以上



環境まちづくり委員会 送付 6－28

特別区道千第 836 号の廃止に伴う陳情

受付年月日 令和 6 年 6 月 20 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳情書入力フォーム(個人用)

陳 情 書

2024 年 06 月 20 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

件 名 特別区道千第 8 3 6 号の廃止に伴う陳情

陳情者 氏名

0 名)

〒

住所

電話

理 由

昭和 3 年築『学士会館』を保存するにあたり、特別区道千第 8 3 6 号の廃止をご検討されております。

隣接するマンションに居住し、生活している住民として、生活道路として毎日利用している区道の廃道について陳情申し上げます。

- 1) 区道 (571.92㎡) 廃止に伴う付け替え用地として広場をご検討されていますが、現行案では敷地北西角と南東角の 2 か所に分散されています。
5,887.53㎡の土地に 571.92㎡の面積を 2 か所に分散された広場は、実際出来てみると案外狭く、使い勝手の悪い、中途半端な広場になる事が懸念されます。
この地域には幼児・児童・学生が多く居住し、また近隣には学校が多く存在します。
近隣マンションとの融和的環境を整備するという観点から、また、実際に広場を有効に活用しやすいという観点から、2 か所に広場を分散するのではなく、1 か所に統合し、北側に大きく配置する事で、皆にとって使い勝手の良い広場となります。
- 2) マンションの目の前に高層ビルが出来る事により、住民の懸念はプライバシーを侵害される事です。
1 年 365 日、24 時間、オフィスの窓を意識して、住民は気が休まる事が無くなる懸念があります。北側窓配置の配慮はどのように対策されますか。
- 3) 新築棟の建設案では、1 階を開口されたピロティ案が提示されております。
現行案で懸念されることは、当該地及び周辺地のセキュリティです。広く開口され、雨風を凌げる屋外があれば、夜間に住所不定者・不審者が集まって来るのは必然です。
大変残念な事ではありますが、今現在でも住所不定者が夜間に徘徊する姿が散見されています。
近隣に居住する者としては、住所不定者・不審者を誘い込む場所を作られるのは防犯上、大変不安に思い、安心して生活出来ません。
貫通路をご設置頂けるのであれば、ビルの内部を通れるように配置し、夜間は施錠出来る様な設計をすることが、地域の安全・安心に寄与するものと思われます。

- 4) 全ての人にとって使い勝手の良い、完全バリアフリーの設計がなされているのですか。

以上、神保町及び錦町の今後の発展の為に、共に手を携えていける事を願って、ここに陳情させていただきます。

- (注意) ※ 1 を入力してください
※ 2 氏名は自署か記名押印してください
※ 3 陳情者が複数の時は、署名簿を添付してください



環境まちづくり委員会 送付 6 - 29

神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と男女共同参画の
視点から早急に見直すことを求める陳情

受付年月日 令和 6 年 7 月 4 日

陳 情 者 提 出 者 5 名

2024年7月4日

陳 情 書

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

代表

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と

男女共同参画の視点から早急に見直すことを求める陳情

今年の夏も異常気象は確実に進み、大きく健全に育った街路樹(イチョウ)が果たす役割は、5年前、10年前とは状況が大きく異なり、地球温暖化を防ぐために多大な貢献をしています。

区民・住民が対話を拒否されて、いつ伐採に来るのか予定が示されないため、土日も祭日もなく深夜までイチョウに寄り添って貴重な都心の緑をこれ以上減らさないよう守っています。このような状態に通りがかりの人たちが「がんばってくださいね」と声をかけて通り過ぎて行きます。Xで知らせてくださる人も増え、イチョウを守ることへの賛同者署名は1万7千人を超えました。訪ねてくる方もいます。環境まちづくり部はこのような状態をご存知でしょうか。そして議員の皆さまは下記のことを理解しているのでしょうか。

神田警察通り沿道整備推進協議会は、今の時代にそぐわないメンバー構成となっています。委員は沿道の町会長、区役所まちづくり関係の課長、(区から補助金が出ている)観光協会等、



男性ばかりで、女性や障がい者、公募区民は皆無です。多様性もなくジェンダーの視点にも欠けています。その方々が住民代表として協議し、Ⅱ期工事はイチョウを伐採して小さな陽光桜に植え替えると決定してしまいました。勿論、近隣女性は誰一人委員になっていません。

議員は「例規集」をお持ちだと思います。そこに記載されているのは、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準、第5条委員の選任、(2)男女の構成比率は片方の性が4割をきらないようにと明記されています。また、区の「第6次ジェンダー平等推進行動計画」の目標にも掲げられています。「Ⅲ期から見直す」と前環境まちづくり部長は述べられましたが遅すぎます。Ⅱ期から早急に見直すべきではありませんか。

「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事」そのものに私たちは反対していません。協議会を見直し、多様な視点をもつ新委員のもとで現在の状況に即したイチョウを残した整備をし、区民・住民が夜を徹して毎夜イチョウに寄り添うという異常事態の一日も早い解消を図るよう求めます。

環境まちづくり委員会 送付 6－33

自転車道と歩道拡幅工事について 4 期、5 期を早期に開始して下さい。

受付年月日 令和 6 年 8 月 1 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳 情 書

令和 6 (2024) 年 8 月 / 日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

件名 自転車道 と歩道拡幅工事について4期、5期 を早期に開始して下さい。

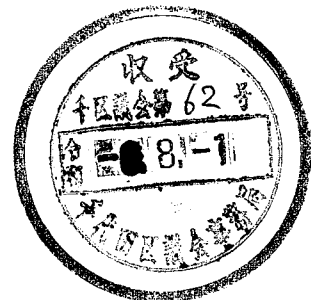
陳情者



理由

現在、歩道拡幅工事が進められている神田警察通りにつき、自転車道確保と歩道拡幅の4期、5期を早急に進めて戴きたくここに陳情致します。

以上



環境まちづくり委員会 送付6-34

学士会館の保存活用事業及び附帯事業を速やかに進めていただくための陳情

受付年月日 令和6年8月1日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳情書入力フォーム(個人用)

陳 情 書

2024 年 08 月 01 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき

様

件 名 学士会館の保存活用事業及び附帯事業を速やかに進めていただくための陳情

陳情者 氏名

(他 ☐ 名)

〒

住所

電話

理 由

標記学士会館の保存活用事業について、事業者である一般社団法人学士会及び住友商事（以下本事業者）より、当該事業（以下本事業）の地元町会である、当錦町三丁目町会に本事業についての説明がありました。

その説明によれば、当町会のランドマークたる歴史ある学士会館を保存活用することを核に、既存ビルの再開発と併せ、地域の憩いの場となる広場を敷地北西・南東の二箇所に整備し、その各々の広場を貫通する通路を整備することにより、ゆとりあるオープンスペースを創るとの事でした。そこで、町会の臨時役員会を開き検討したところ、こういった機会に町会として本事業者に協力し、街をさらに快適に生活できるようにすべしと、全会一致で賛成する事となり、その旨を本事業者にお伝えしました。主な理由は以下の通り。

①ことに学士会館の裏の区道、「特別区道千第836号」は、普段からほとんど使われていない道路であり、ややもするとタクシー等の運転手などの休憩場所と化すなど、かねてから地元町会では問題となっていた道路です。普段からこの地域で暮らしていない方々にはわからない切実な問題です。これを廃道することにより、学士会館を曳家でき、また、その代替として北西・南東の二箇所に憩いの広場を設けることは大変有意義なことです。

②また、区道廃道の付替え広場の分散については、北西側は神保町駅前の滞留スペースとなり、一方で南東側は子供も遊べるスペースとなり、神田警察通りの将来の有り方について、大きな効果をもたらすものと考えております。

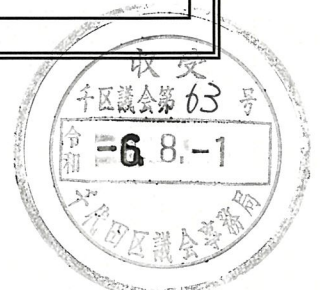
③さらに、雨風を凌げることはもとより、夏場の強い日差しを遮ることにより、酷暑対策ともなり得る「貫通路」は、神保町駅から神田警察通りに通り抜けられる地域住民の有効的な通行路であり、地元行事（祭事）開催の際にも、天候に左右されることなく貫通路を利用した実施が可能であると考えます。

以上の理由により、当錦町三丁目町会としては、本事業を速やかに進めていただき、一日も早くより生活しやすい街として整備していただけるよう、切に希望するものです。



「特別区道千第836号」

- (注意) ※ 1 を入力してください
※ 2 氏名は自署か記名押印してください
※ 3 陳情者が複数の時は、署名簿を添付してください



環境まちづくり委員会 送付 6－38

二番町地区計画附帯決議の実行についての陳情

受付年月日 令和 6 年 10 月 2 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024 年 10 月 2 日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

件名: 二番町地区計画 附帯決議の実行についての陳情

陳情者: [REDACTED]

陳情者住所: [REDACTED]

千代田区民の声を届ける会は、2024年10月2日、千代田区長宛てに、以下内容の要望書を提出いたしました。

【樋口高顕千代田区長宛要望書 提出者: 千代田区民の声を届ける会】

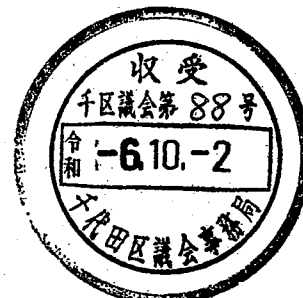
樋口高顕千代田区長におかれましては、二番町地区地区計画変更についての都市計画審議会の附帯決議に従い、

- ① 住民の意見を取り入れる場を設定すること
- ② 話し合いの場は、地区計画変更に反対していた区民を排除しない「前向きな場」とすること
- ③ 建物の高さ 80 メートル、容積率 700% は上限であることを念頭に、設計についても日テレを含めてその場で話し合うこと
- ④ 話し合いの場は公開で行い、適宜都市計画審議会と区議会に、区から状況報告すること

の 4 点の実施を要望いたします。

以上

千代田区議会としても、この区長宛の要望書の内容が実行され、都市計画審議会の附帯決議に基づき近隣住民の合意が得られよう、進捗状況を適宜ご確認いただきたく、陳情いたします。



以上

環境まちづくり委員会 送付 6－39

「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の「全ての関係者が」
話し合える場づくりの開催を求める陳情

受付年月日 令和 6 年 10 月 8 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

千代田区議会議員
秋谷 こうき殿

2024 年 10 月 8 日

「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の

「全ての関係者が」話し合える場づくりの開催を求める陳情

陳情者：

住 所：

連絡先：

令和 6 年 3 月 26 日、都市計画審議会では「二番町地区地区計画変更」が行われる場合、区行政は「すべての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」という附帯決議事項が添えられました。その「話し合える場」には一部の関係者だけによるものではなく、誰も排除することなく開催されることを求めます。

理由は、以下の通りです。

令和 5 年 6 月以降、区議会環境まちづくり委員会で、二番町の再開発に関する継続審議案件が 24 件あります。そのうち「民意の把握、住民間の調整、住民・事業者の意見聴取・意見募集・説明会や公聴会の開催」等を求める陳情が 10 件以上ありましたが、全く進捗がありません。今回も「すべての関係者がこの問題に関し話し合える場」が開催されないまま進むのではないかと不安に思っています。

附帯決議にある「前向きに話し合える場」は地区住民を二分するような事態を解消する、地区内の融和に向けたものとなるべきです。「前向きに話し合える場」は参加者が選別されることなく、特に近隣住民は誰でも参加できるものになるよう切にお願いいたします。

また、区議の皆様には時間と労力をおかけして大変恐縮でございますが、審議・決議に当たっては会派で意見を取りまとめるのではなく、一つ一つの案件に対し、様々な観点から慎重に議論を重ね採決して頂くことを望みます。

以上



環境まちづくり委員会 送付6-41

神田警察通りの街路樹に関わる経緯の再整理と代替案を提案する陳情

受付年月日 令和6年10月16日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳 情 書

令和6年10月16日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

神田警察通りの街路樹に関わる経緯の再整理と代替案を提案する陳情



神田警察通りの街路樹の問題が顕在化してから、8年経過しております。
ここで、改めて双方が折り合える提案をし、平和的に解決することを目指していきたいと考えております。

1. これまでの経緯について(要点)

- 2021年(令和3年)12月にイチヨウ伐採を知る
私たちは、工事看板等で二期工事のイチヨウ伐採を初めて知りました。その後、私たちは道路整備工事には賛成することを前提として、イチヨウを残しての道路整備工事が実施されるように住民への説明や話し合いを求めて、現在まで区議会や区長に陳情書を提出してきました。
- 2022年7月7日工事中断
4月27日の深夜に4本のイチヨウが伐採されましたが、7月7日、区と協議を行った結果、説明会を実施した上で工事の再開を通知するものとの約束により、区による道路の試掘や測定は中止されました。
- 2023年2月6日
突如、前触れもなく2月6日の未明に4本のイチヨウが伐採されました。そして、現在に至るまで、何の通知も説明もなく工事の強行が続いております。

2. 私たちの主張

- 住民参加の地方自治のあり方の検討
1期工事では、議会で可決され、予算・工事契約を締結し、工事が開始された後でも計画の変更が行われました。今回についても、そのような計画変更を行うことは可能と思われますが、如何でしょうか？計画が立てられたのは、10年前でした。10年前に比べると、人口、交通量、モビリティなどの需要が今日は大きく変わりました。
オリンピックも終わり、コロナも乗り越えてきた現在の状況に寄り添い、先を見通した内容にして、
緑豊かで季節を感じられる。ウォーカブルな街の実現を希望しております。



3. 代替案の提示とそのポイント

- 代替案は、慶応義塾大学のホルヘ・アルマザン准教授によるもので、東京地方裁判所へ意見書として提出しました。
- 二期区間では、停車帯を設けることで、2.0mの有効幅員に 30 cmほど足りない所が何ヶ所か生じてしまうこととなった。行者通行空間と自転車通行空間を区別しない代替案では、全幅 6.0mの共有空間を作ることが可能となり、イチヨウを伐採せずに歩道の拡幅が可能となります。
- ガードレールおよびガードレール脇の植樹帯を廃止し、歩道の中に植樹帯およびベンチを設置する。安全のために必要な場合は、ボラード(車止め)を設置する。
- A案: 銀杏+ベンチ(図 1,2 参照)
既存の銀杏の下に、ベンチを置く。シンプルで開放的な空間を楽しめる道となる。
- B案: イチヨウ+桜+季節の植物(図 3, 4, 5 参照)
銀杏を残したまま、ヨウコウザクラや季節ごとの花を植えることで、歩行者が一年中楽しめる道となる。

以上が新しい発想で問題を解決することを目指し設計したものです。地域の事情に鑑み個性ある道を作ることは、国交省の道路指針にも示されております。当初案に固執することなく、多くの方が受け入れられる案を創造的に模索して下さるようお願いをいたします。

図一1 A 案

「全面舗装」 神田税務署前の歩道から東へのパース：現状(上) 区のア案、A案(右下)



現状



区のア案



A案

図一3 B 案

「四季の道」 神田税務署前の歩道から東へのパース:現状(上) 区の家(左下) 、B 案(右下)



現状



区の家



B案

図一4 B 案

「四季の道」 春の風景 税務署前の交差点から東へのパース



図一5 B案

「四季の道」春の風景（上） 秋の風景（下） 花壇やベンチの様々な形、各季節に咲く植物による多様性がある空間

